

平成26年9月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 平成26年9月5日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 内藤とし子議員 (1) 第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画について
(2) 子ども・子育て支援について
2. 鷺見宗重議員 (1) 教育行政について
(2) 中小企業振興について
3. 小嶋克文議員 (1) 教育行政について
4. 柴田耕一議員 (1) 防災対策について

出席議員

1番	長谷川 広 昌	2番	黒 川 美 克
3番	柳 沢 英 希	4番	浅 岡 保 夫
5番	柴 田 耕 一	6番	幸 前 信 雄
7番	杉 浦 辰 夫	8番	杉 浦 敏 和
9番	北 川 広 人	10番	鈴 木 勝 彦
11番	鷺 見 宗 重	12番	内 藤 とし子
13番	磯 貝 正 隆	14番	内 藤 皓 嗣
15番	小 嶋 克 文	16番	小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市	長	吉 岡 初 浩
副	市 長	神 谷 坂 敏
教 育	長	岸 上 善 徳
企 画 部	長	加 藤 元 久
総合政策グループリーダー		木 村 忠 好

人事グループリーダー	野口恒夫
総務部長	新美龍二
行政グループリーダー	山本時雄
財務グループリーダー	内田徹
市民総合窓口センター長	大岡英城
市民生活グループリーダー	山下浩二
福祉部長	神谷美百合
地域福祉グループリーダー	杉浦崇臣
介護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫
福祉まるごと相談グループリーダー兼介護保険・障がいグループ主幹	篠田彰
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯村和志
保健福祉グループリーダー	加藤一志
こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	磯村順司
文化スポーツグループリーダー	岡島正明
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	平山昌秋
都市防災グループリーダー	芝田啓二
上下水道グループリーダー	竹内定
地域産業グループリーダー	杉浦義人
学校経営グループリーダー	内藤克己
学校経営グループ主幹	神谷理

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	森野隆
主査	内藤修平

議事の経過

○議長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（磯貝正隆） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（磯貝正隆） 日程第1 一般質問を行います。

12番、内藤とし子議員。一つ、第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画について。一つ、子ども・子育て支援について。以上2問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告してある2問に沿って質問をいたします。

第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画について、安倍晋三政権が、成長戦略の柱に健康寿命の延伸を掲げ具体化を進めています。誰もが健康で長生きできる社会を実現するために、政府が積極的な責任を果たすというなら国民の願いと合致しますが、安倍政権の思惑は違います。健康づくりを、専ら個人の自己責任に任せて、公的な医療、介護費の抑制・削減を推し進めることが大きな狙いです。健康長寿をうたい文句に、健康を脅かす、社会保障改悪路線を国民に押しつけるやり方は、とても通用するものではありません。

健康寿命とは、健康上の問題がなく、日常期間を送れる期間を示します。日本では男性70.42歳、女性73.62歳で、平均寿命より男性は10年程度、女性も13年程度短くなっています。

8月初めの閣議に報告された厚生労働白書は、健康寿命を延ばして、平均寿命との差を縮めるための健康長寿社会の実現を大々的に打ち出しました。健康のまま人生の最後を迎えることは、誰もが望むことですが、厚労白書が盛んに強調するのは、健康寿命と平均寿命の差が広がれば、医療費や介護給付費用を消費する期間が増大し、短縮できれば社会保障費が減らせるなど、財政的側面です。国民が健康を損なったときのリスクは、社会保障制度でカバーするが、財源は限られており、最終的に、国民全体に負担が回るなど、病気やけがは、医療費を浪費する罪であるかのような記述もあります。不健康な人は、自助努力が足りない、不摂生の結果と扱われ、制度から締め出される対象にされかねません。

民間企業が、健康で、大もうけする仕組みづくりの動きも見過ごせません。

政府は、国民の健康管理、予防の推進で5兆円規模の医療・介護費を抑制できると皮算用していますが、健康増進運動に励めば、医療・介護費が減る根拠はないと言われています。社会保障削減と直結させる健康づくり運動は、短絡的な発想で危険です。

世界保健機構は、健康を、個人の問題だけで捉えるのではなく、社会的決定要因を重視し、健康をむしろ背景にある貧困、格差、労働環境の改善などに向け、各国政府が責任を果たすことを求めています。安倍政権の姿勢は世界の流れにも逆らいます。安倍政権の進める社会保障大改悪は、国の責務を自助、自立の環境整備と大変質させるものです。

さきの国会で強行した医療・介護総合法は、要支援者外しや、特別養護老人ホーム入居制限など、公的医療・介護を大幅に後退させる重大な制度改悪です。

長生きがつかなくなるような改悪を行いながら、どこが健康長寿社会の実現でしょうか。余りに無責任な姿勢です。安倍政権の社会保障解体路線こそが、国民の健康にとって最大の脅威です。

お金がなくて病院に行けない無保険者の増大などが、世界に誇る国民皆保険の空洞化に拍車をかけています。低賃金、長時間過密労働を加速させる雇用破壊は、健康破壊の最たるものです。安倍政権では、健康寿命延伸どころか、現在の平均寿命の到達点すら危うくしかねません。

社会保障解体政治を大元から転換し、安心の社会保障を拡充することこそ、国民の健康長寿を保障する道です。

そこでお伺いします。介護保険料について。

介護保険料は、介護保険が導入されてから3年ごとに見直し、現在基本月額5,260円になっています。国の基本月額は、今度の第6期では8,000円を超えるという話も出ています。第6期の介護保険・高齢者保健福祉計画を策定するに当たり、今回はどれぐらいになるのか、お答えください。

また、現在12段階の保険料に分けられていますが、12段階では、応能負担という面からも不十分です。現在、県内では14段階に分けられているところもあります。応能負担という意味からいっても、段階をもっとふやすべきです。第6期計画では、どの程度段階をふやす計画ですか、お答えください。

次に、基盤整備について伺います。

施設が足りないために、難儀をしながら家で介護してみえる方、ひとり暮らしで面倒見る人がいないため、介護度も重くなってきたから必要という方など、いろんな方が施設を待っておられます。また、待機者が150人を超えたと、いただいた資料には載っています。この方たちは、どうすればよいのでしょうか。介護保険はきちんと払っているのに、入れる条件があっても入る施設がないのでは、介護保険があっても介護なしと一緒にではないのでしょうか。

次に、新しい総合事業の実施について。

高浜市は、福祉のまちとして、以前から近隣の方たちからも、「いいわね、高浜市は福祉が進んでいて」とよく言われます。ところが国が、今回、地域における医療・介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律なるものを通して、重点化、効率化と称して、全国一律の予防給付、訪問介護、通所介護を、市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化す

るとしました。新しい総合事業の実施については、どのような施策を考えておられるのでしょうか。

高浜市の要支援1、2の方は、平成26年度で認定者数1,443人のうち414人、認定構成比28.7%となっています。このような方たちが、直接これから専門的サービスから外されることになるわけですが、この方たちは、どのようなサービスを受けられるのでしょうか、お答えください。

次に、自治体独自の施策の実施について。

計画策定にかかわって、低所得者の国の補助が行われるとも聞いていますが、わかっていたらお答えください。

あわせて、昨年24時間ヘルパー事業を、モデル事業で始めたと聞いていますが、24時間ヘルパー事業は、現在どのような進捗状況でしょうか、お答えください。

次に、計画策定に対する住民参加の保障について伺います。

住民参加の話や、市民の声を聞いてという話になると、策定委員会に聞かなければと、いつも言われますが、策定委員会の意見が市民の意見だということばかりではないはずです。広く意見を聞くことが重要です。計画はいつごろ、何を、どこで、どれぐらい、何回、市民の意見を聞く必要があると考えますが、お答えください。

次に、子ども・子育て支援について伺います。

政府は社会保障制度改革推進法で、これからの社会保障の基本的な理念を、自己責任に変えました。そして、安定財源を確保しつつ、受益と負担の均衡が持続可能な制度を確立するとして、消費税を財源に充てるとしています。

そこで、保育基準についてお尋ねします。

子ども・子育て支援の新制度では、これまでの保育園や幼稚園、幼稚園でも施設型給付と私学助成に分類されます。幼保連携型こども園、地域型保育、すなわち小規模保育事業や、家庭的保育事業なども入ることになります。来年、入所するときは、改めてこれまでの補助金は全てなくなり、施設補助から給付利用者補助になります。利用時間が制限される、認定が必要になるというぐあいでは、父母にとっては何だかわかりにくい、どうしてこんなに変えなくてはならないのといった声も出るような、非常にわかりにくいものとなっています。一般的な保育園では、ゼロ歳児は保育士1人に子供3人、1歳児は保育士1人に子供4人といった配置で面倒を見ていただけますが、これは、市が加算をして、人数を軽くして運営しているものです。新しくできた保育園、あおぞら保育園やさんさん保育園、よしいけ保育園や南部保育園では、どのようになっているのでしょうか、お示してください。

また、家庭的保育事業が5カ所運営されていますが、家庭的保育については、どのようにする考えかお示してください。

認定こども園化について伺います。

政府の制度改革の狙いは、市町村による保育の実施責任をなくし、保育の市場化、産業化により、安上がりな保育制度にしていこうとするものです。そして、保育の質の改善は先送りに、公定価格に施設間の格差が生じてきます。また、認定こども園を選ぶと、もとに戻りたくても戻れないとも聞きます。高浜市は、保育園や幼稚園、民間保育園などをどうする考えか、お聞きします。

学童保育・居場所事業について伺います。

学童保育の保護者と指導員などをつくる全国学童保育連絡協議会が、ことし5月、現在の学童保育実施状況調査の結果では、入所児童数が初めて90万人を超え、施設数、入所児童数とも過去最高になっています。一方、大規模化が深刻になっており、待機児童もふえています。共働き、ひとり親家庭などの子供で、学童保育に入所申し込みをしているのに入れない子供たちを待機児童と呼んでいます。調査では、「低学年の子供で学童保育を利用しているのは約81万人、フルタイム勤務に近い母親を持つ子供は約120万人、低学年に限っても、潜在的な待機児童は約40万人と推測されます」と述べています。高浜市では、以前4年生になった子供たちが、3月まで学童保育に来ていたわけですが、4月からは学童保育に入れなかったことから、春休みには、せめて弁当を持って児童センターに来て遊んで、お昼はみんな一緒に御飯を食べてもよいということにしてほしいと、父母の願いで改善しました。しかし、今1年生や2年生でも入れない子供が出るほど、学童保育はいつも満杯です。国の基準でも40人を基準としていますが、高浜市は40人以上で運営しています。働く母親は、今後ますますふえると考えられます。増設の考えはありませんか、お答えください。

あわせて、居場所事業について伺います。

子供たちが雨が降ってきたら、遊べなくなる心配しています。父母も、もちろん同じ思いです。部屋の中で遊ぶことができるよう、改善できないかと考えます。お答えください。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、内藤とし子議員の1問目、第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画について。

（1）第6期介護保険料・利用料の設定について、（2）基盤整備について、（3）新しい総合事業について、（4）自治体独自施策の実施について、（5）計画策定に対する住民参加の保障について、お答えさせていただきます。

介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画は、介護保険制度の円滑な実施や、高齢者に関する各種の保健福祉事業に関する総合的な計画で、3年を1期として策定いたしております。

今年度は、次期計画である第6期の計画を策定する重要な年度であり、これまでに介護保険審議会を2回開催し、策定に向けて審議を進めているところであります。

現行の第5期介護保険事業計画では、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策と

の連携、生活支援サービスなど、地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを盛り込み、推進してまいりました。

第6期介護保険事業計画では、第5期計画からスタートした地域包括ケア実現のための方向性を継承しながら、認知症施策や医療と介護の連携などの取り組みを本格化するとともに、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた地域包括ケア計画と位置づけて策定することが、国の方針により示されております。

計画策定に当たっての主なポイントは、2025年までの中長期的なサービス水準、給付費や保険料水準なども推計し、中長期的な視点に立った施策の展開を図ることや、日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア、NPOなどの多様な主体による多様な生活支援サービスを充実・強化するための取り組みなどを掲載することとしており、厚生労働省は「市町村が主体となった地域づくり・まちづくりを本格的に進める計画とする必要がある」と指摘しているところであります。

また、今回の介護保険法の改正では、費用負担の公平化の観点から、一定以上の所得の利用者負担の見直し、特定入所者介護（予防）サービス費、いわゆる補足給付の見直し、そして、第1号保険料の多段階化・軽減強化などが実施されることから、これらの点を十分に反映した計画にしていかなければならないと認識しているところであります。

そこで、御質問の一つ目、第6期介護保険料・利用料の設定についてお答えいたします。

第6期の介護保険料の算定につきましては、現在算定に当たって必要となる基礎数値や基礎資料の作成、例えば平成24年度から平成26年度までの給付実績の整理や、要介護認定者数、施設居住系サービス及び在宅サービスの見込み量の推計などを行っている段階であり、こうした指標をもとに、今後本格的な算定作業に入っていきます。算定に当たっては、これまで同様、国から7月に配付されました介護保険事業計画用ワークシートを活用することとなりますが、6月に実施いたしました介護保険・高齢者保健福祉市民アンケート、いわゆる日常生活圏域ニーズ調査の結果、今後の在宅サービス・施設整備のあり方、本市独自の上乗せ・横出しサービスのあり方など、市が取り組む施策を適切に反映し、総合的に検討を加えていく予定であります。

また、今回の改正では、第1号保険料の多段階化や軽減強化として、標準段階を6段階から9段階へ見直すほか、公費を投入して低所得者の保険料を軽減する仕組みを設けるとされております。

現在市では、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かい保険料とするため、設定を12段階としておりますが、さらに細分するかどうかにつきましては、保険料収納必要額とのバランスを考慮しながら検討していきたいと考えております。

また、低所得者の保険料を軽減する仕組みにつきましては、今後、政令において規定されてきますが、現段階では、保険料を軽減した分を、一般会計から特別会計に繰り入れ、国がその費用

の2分の1を、県が4分の1を負担する案が示されているところであります。

こうした国の動向も踏まえ、介護保険審議会において、保険料の基準月額や多段階化につきましては御審議をいただくこととなります。

次に、(2) 基盤整備についてお答えいたします。

市では、これまで在宅重視を基本理念に掲げ、在宅での介護が困難な方の需要に応えるため、特別養護老人ホームを初めとした介護基盤の整備を進めてまいりました。

今後、より一層の高齢化の進展が予測される中、中長期的な見通しを持って、介護基盤の整備を着実、かつ計画的に進めていくことが必要であると考えているところであります。

市内の特別養護老人ホームにつきましては、平成24年度に論地がるてんの29床が整備され、現在2カ所、129床が整備されている状況にありますが、8月末現在の人数は152名で、昨年度の同時期と比較して増加をしております。この中には、とりあえず申し込んでおく、将来的にお世話になりたいといった入所希望者も含まれていることから、実際はもっと少数であると認識いたしております。

また、在宅介護を望んでおられる方も多く、住みなれた地域で、在宅生活を続けられる仕組みづくりも重要な手段の一つであります。その一つが、住まい、介護、医療、生活支援、権利擁護などの各サービスが適切に組み合わせられ、継続的に提供される地域包括ケアで、その柱である在宅に視点を置いた、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスを、市では平成25年4月からモデル事業として先駆的に取り組んできたところであります。

現在、市内提供事業所である高浜市社会福祉協議会が、刈谷豊田総合病院高浜分院の高浜訪問看護ステーションと密接な連携を図り、サービス提供をいたしております。今後とも、在宅生活を続けられる仕組みとして、地域包括ケアシステムの強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、(3) 新しい総合事業についてお答えいたします。

新しい総合事業は、市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援等に対する効果的かつ効率的な支援などを可能とすることを目指すもので、去る7月28日開催の全国介護保険担当課長会議において、そのガイドライン(案)が示されたところであります。

総合事業は、予防給付の訪問介護と通所介護を移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業と、第1号被保険者に対して体操教室等の介護予防を行う一般介護予防事業の2つの事業で構成されております。

介護予防・生活支援サービス事業につきましては、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援なども含め、多様なサービスを、制度の対象として支援するもので、訪問系サービス、通所系サービス、その他の生活支援サービス及び介護予防ケアマネジメントの4つで構成されており、訪問系サービスと通所系サー

ビスにつきましては、市がサービスを類型化し、それに合わせた基準や単価などを定めることとなっております。

一方、一般介護予防事業につきましては、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じた地域づくりを推進するとともに、リハビリテーション専門職などを生かした自立支援の取り組みを推進し、要介護状態になっても、生きがい、役割を持って生活できる地域の実現を目指すもので、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動事業、一般介護予防事業評価事業、そして地域リハビリテーション活動支援事業の5つで構成されております。施行時期につきましては、平成27年4月1日となっておりますが、条例を定めることで、事業開始を平成29年4月1日まで猶予することができると言われております。

議員御承知のとおり、市では、今回の制度改正を見据え、生涯現役のまちづくりを進めてまいりました。総合事業に、健康自生地をどのような形で位置づけて進めていくのかにつきましては、現在ガイドラインに基づき検討中でございますのでよろしくお願いいたします。

次に、（４）自治体独自施策の実施についてお答えいたします。

介護保険料の単独減免については、被保険者間の公平性の確保や、健全な介護保険財政の運営と、財政規律の保持の観点から、保険料の全額免除、収入のみに着目した一律減免、保険料減免分に対する一般財源の投入は適当ではないとされており、市町村におきましては、適切な対応が求められているところであります。

第6期介護保険事業計画におきましても、引き続きこれらのことを遵守するよう国から方針が出されていることは、議員御承知のことかと存じます。

したがいまして、高浜市におきましても、この方針に従い、市の条例で定める4つの事情、具体的には、第1号被保険者、またはその属する世帯の生計中心者が災害によって住宅等の財産について著しい損害を受けた場合、死亡、障がい、長期入院などにより、収入が著しく減少した場合、事業の廃止、失業などにより収入が著しく減少した場合、そして、干ばつ等による農作物の不作、不漁などにより収入が著しく減少した場合以外の減免については、第6期におきましても実施する考えはございません。

次に、（５）計画策定に対する住民参加の保障についてお答えいたします。

計画策定に対する住民参加につきましては、これまでの介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定時同様、パブリックコメント及び小学校区を単位とした地区説明会を開催してまいりたいと考えております。

パブリックコメントにつきましては、高浜市パブリックコメント条例に基づき、来年1月中旬から下旬にかけて実施し、地区説明会につきましては、パブリックコメントの期間中に5つの小学校区でそれぞれ開催していく予定をいたしております。

地区説明会では、今回の制度改正の内容や、次期介護保険料の考え方などをお示しするほか、高浜市のこれからの介護や、高齢者福祉に対する基本理念や、目指すべき姿をお伝えするとともに、市民の皆さんが、みずからのこととして捉え、行動につながっていくような説明会を目指しております。

また、今回は、障がい者福祉計画の策定期と重なることから、介護と障がい、それぞれの審議会が共同した、市民フォーラムの開催も考えているところでございます。

最後になりますが、今回の制度改正では、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組み等を積極的に活用しながら、柔軟かつ効率的にサービス提供を求める予防給付の見直しや、一定所得以上の方に2割の負担を求めるなど、介護保険制度の根本の部分にかかわる改正内容が盛り込まれております。また、総合事業については、ガイドライン（案）は示されたものの、大変複雑な仕組みとなっております。

第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定に当たっては、国の情報、市民ニーズを収集しながら、現在、検討を進めていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆）　こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳）　それでは、内藤とし子議員の2問目、子ども・子育て支援についての（1）保育基準についてお答えいたします。

保育園における職員の配置基準につきましては、国の省令であります、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の第33条に規定のほうがされております。その基準において、保育士の数は乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上と規定がされております。

高浜市の保育園においては、1歳児以外の乳幼児については、国の基準どおりの配置であります。しかし、1歳児については、その発達段階を鑑みて、公立保育園については、以前より幼児4人につき1人以上、民間園については、全てで幼児5人につき1人以上という配置で保育を実施しております。

以上のように、市内各園において、1歳児は全て幼児6人につき1人以上という国の基準を上回った配置をしている状況であります。

公立園、民間園で配置の違いはありますが、公立園は、これまで実施してきた保育体制を継続しているものであり、後発的に保育所運営に携わっている民間園については、民間の柔軟性のある保育運営能力を十分に発揮してもらうため、1歳児について、国の配置基準を上回った保育の提供は実施してもらいつつ、他の多様な保育ニーズに対応する保育サービスを柔軟に提供してもらうことに努めていただいているものであり、必ずしも公立園、民間園で同様な体制を整えなければならないという考えではございません。限られた財源、人員を有効に活用して、公立園、民

間園がそれぞれの特色を生かしつつ、高浜市内の乳幼児の健やかな成長や、安心した子育ての支援に努めてまいります。

次に、（２）認定こども園化についてお答えいたします。

国は、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年度からの本格実施に向けて、さまざまな事項について決定、検討を現在も進めており、本市においても、その動向に合わせて事務を進めております。この9月議会における条例案の上程もその事務の一つであり、また各自治体に義務づけられている子ども・子育て支援事業計画策定についても、現在取り組んでいる状況でございます。

子ども・子育て関連3法の趣旨は、保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するというものであり、その推進に当たっての重点的事項の一つに認定こども園制度の改善があります。これは、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化や認定こども園の財政措置を施設型給付に一本化するものであります。

以上のように、国には認定こども園拡充の意向があり、各自治体が定める子ども・子育て支援事業計画においても、教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保について記載することが求められています。

ここで、本市について鑑みますと、平成26年3月議会の答弁でも申し上げましたように、3歳以上児では待機児童は発生しておりませんが、保育園のニーズが高く、施設をフル活用している状況であるため、今後のニーズ増加や突発的な人口変動に柔軟に対応して、待機児童が発生しないようにするために、公立幼稚園の認定こども園化を検討し、子ども・子育て支援事業計画に反映させていく予定でございます。

計画策定に当たりましては、本市の子ども・子育て会議の御意見を十分お聞きしながら、子どもの最善の利益を考えて検討を進めてまいります。

次に、（３）学童保育・居場所事業についてお答えいたします。

平成27年度より、放課後児童健全育成事業については、対象児童が、これまでの小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童から、小学校に就学している児童に拡大されます。その対応については、小学生、特に高学年において自主性、社会性の醸成は非常に大事なことであると考えておりますので、単に児童クラブを利用するという選択だけでなく、仲間と自由に遊んだりする、親も安心して送り出せる居場所を提供することで、自分で自由に過ごすという選択ができる子供の自主性を重んじる環境を整えることが重要であると考えております。

そして、そのような環境の確保に当たり、児童センターを長期休暇も含めた居場所として活用することを検討するため、平成27年度に向けた居場所確保の試行的な取り組みとして、夏季休暇において、サマーキッズの名目で、児童クラブのニーズが高い吉浜児童センターの休館日を平日

の火曜日から日曜日へ変更し、就労等の一定の要件により、弁当持参で全児童センターを午前9時から午後5時まで一日を通して利用可能とし、実施してまいりました。

なお、全センターで88名の登録があり、吉浜児童センターの館長からは、日曜日を閉館したことによる苦情はありませんでしたが、火曜日を閉館したことにより、居場所ができてよかったという保護者の声があったと伺っております。

今後は、市内5小学校で、平日、登校日に実施している、帰宅せずに利用できる放課後居場所事業と連携し、雨天時等には中止となってしまうこの事業の代替として児童センター等を活用し、年間を通じた居場所の提供ができるよう検討してまいります。

また、学区によっては学校から少し離れた場所となりますが、児童が通える範囲の施設の活用であり、利用児童には交通安全等の周知をしっかりと実施していきたいと考えております。

以上のように、児童クラブが、真に必要な児童と新たな形式の居場所の利用をする児童がうまく共存できる居場所づくりに努めていくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 再質問いたします。

今お答えいただいた中で、まず子ども・子育てについては、家庭的保育事業についてお話がございませんでしたので、後でまた説明をしていただきたいと思います。

保育基準の関係について伺いますが、特に、ゼロ歳、1歳、2歳というのは、当然年齢的にも小さいわけですし、非常に難しいといいますが、細やかな、どの子どもですが、特に物が言えない時代から物が言えるようになる非常に難しい時代を成長する年齢ですので、公立保育園が、加配をしているのに、民間がしてないというお話なんです、これはやっぱり同じ保育を受けるということからいっても、子供たちには同じような保育の質が求められると思いますので、ぜひその点では考えていただきたいと思いますと思うんですが、その点いかがでしょうか。

それから、認定こども園については、幼稚園を認定こども園化するというようなお話がありましたが、幼稚園を全てそういうふうにするのか、それとも一部の幼稚園をそうやってしていくのか、その点お願いします。

それから、学童保育についてですが、学童保育は、サマーキッズですか、大変お母さん方からも喜ばれているようで、それはそれとして大変ありがたいんですが、居場所事業の子供たち、学校から児童センターまで大変遠いということもありまして、また家が、方向が逆になるということもありますので、その点では、どういうふうに考えてみえるのか、お願いします。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） ただいまの質問でございますけれども、まず1点目、民間の1歳児の保育士の配置についてというところでございますけれども、国の基準では、そもそもゼロ歳児、1歳児、2歳児については、当然ながらお子さんが小さいというところで、手厚い配置が必

要だろうということで、ゼロ歳児3対1、1歳児、2歳児6対1という配置基準が決められておるといところでございまして、高浜市においては、それをさらに進めるということで、公立については、以前より4対1でやってきましたものですから、そのサービスを下げるという必要性はありませんので、それはそのまま継続していく。また、民間につきましては、いろんな保育サービスをしていただく中で、高浜市としては、その1歳児のところ、先ほど答弁もさせていただきましたように、発達鑑みて、そこにはひとつ手厚くしていただくというところで、高浜市民間保育所運営費補助金交付要綱に基づいて、国の基準より手厚くしていただく民間保育所につきましては、補助金を交付して、そのところの対応をしていただいているというところで、結果的に民間保育所につきましては、全て5対1の配置をしていただいて、国が定める基準より手厚くしているという状態でございますので、今後もそのように進めていきたいなというふうに考えております。

2点目の認定こども園の幼稚園について、どのように考えているのかという部分でございますけれども、認定こども園化を、先ほど公立幼稚園で考えているというところの部分につきましては、なぜそうしていくかというところについて、先ほども答えさせていただきましたように、今年度もそうなんですけれども、今年度は4歳児が、すごい人口的に多い年齢でありまして、4歳児のほうが保育園をいっぱい使っているんですけども、さらに5歳児はあきがあるというような状況の中で、そういった年代に応じて、人口の区分もかなり変わってくる部分がありますので、そういったところを柔軟に対応できるようにという考え方で、こども園化をひとつ考えていくというところでございますので、その考え方でいきますと、全園する必要はないのかなと考えておりますので、どこか一部選択して対応していくと。いわゆる保育ニーズに柔軟に対応できるような仕組みを整えていくという考え方で、幼稚園のこども園化については考えていこうと思っております。

3点目の児童センターを活用した居場所の部分でございますけれども、児童センターは、今でも児童クラブの子供たちが学校から通うというところの中で、地域の中にある施設として認識され、使っている施設でございますので、その点については、先ほども申しましたように、交通安全等しっかり周知しながら、今まででもその子供たちは児童センターを地域の施設として活用しているものでございますので、よりそこを徹底して、交通安全等周知しながら進めていくことで、地域の施設の活用というものができて、児童センターは居場所として定着していくのではないのかなと考えております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 1問目の家庭的保育事業の件についてお話がありませんでしたが、この点はどうなっているのでしょうか。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 家庭的保育につきましても、今5カ所ございますけれども、この新制度になるに当たっても引き続き、当面待機児童も出ている状態でございますので、この5カ所については引き続き継続していくという考えでおりますので、それに当たっては、今回の条例の中でもちょっとありますように、食事の提供とか、それから一部変更される部分がありますので、そここのところについてはしっかり対応しながら進めていきたいと考えております。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 家庭的保育事業については、保育基準についてですが、保育士ではなく、研修を受けた者ということを以前から言ってみえました。やっぱりこれも保育にきちんと入れるのであれば、主になって、核になって面倒を見る、保育する方については、やはり保育士の資格が要るのではないかと思います、その点ではどうでしょうか。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 家庭的保育については、保育従事者として認められている部分というのは、保育士か、その他市町村が認定した者ということで、高浜市におきましては、平成20年度から22年度まで養成講座を開いて、国のガイドラインに合った形で講座を開き、そこを受講していただいた方が、今、現スタッフとして働いていただいておりますので、その点については、しっかり国の基準を踏まえた講座を実施して受講された方ということで、保育のそういった力量としては、十分そここのところをしっかり研修して力を上げてきてもらった。また、今も継続して、市が行っている研修も参加していただいている状態でございますので、家庭的保育という小さな、5人という保育環境の中におきましては、国のガイドラインに沿った、そういった研修を受けてきた方ということでございますので、そここのところを保育士だけに限るという考えは持っておりません。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 5人だから、大きな保育園とは違うんだというお話ですが、5人でも10人でも、保育するという面でいえば変わりはないわけで、子供の命や成長に、きちんと、時々研修を受けた、講義を受けたというだけでは、不十分だと思うんですね。そういう点で、ぜひ、特に核になる方については、資格を持っている方を充てていただきたいと思うんですが、その点では、そういう考えがないようですが、やっぱり高浜の保育を質とともによくしていこうと思うならばいいチャンスですので、ぜひ、そういうふうにしていただきたいと思います。これ要望しておきます。

それから、介護保険のほうについて伺います。

介護保険については、今すぐに、幾らになるかということが算定できないというお話ですが、ぜひ、今回の第6期を決めるに当たって、介護保険についても、非常に、今、年金も下がって

ますし、物も上がっています。皆さんの生活が厳しくなっているときですので、ぜひ、少しでもというよりも、下がるようにお願いをしたいわけですが、この点で、県に設置された財政安定化基金というのがございますが、これはどれくらいあって、市のほうで介護給付費準備基金というのがどれくらいあるのか、これの取り崩しや、5期目にもお話ししましたが、保険料の軽減に活用するという点で、現在どれくらいあるのかお示してください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 財政安定化基金の金額ということでございますが、そちらのほうにつきましては把握はできておりませんが、市の基金の残高といたしましては、25年度末現在で1億1,452万円程度、26年度末の見込みといたしましては1億5,500万円程度になるというふうに見込んでおります。この基金を取り崩す考え方ということになってくるわけですが、この基金につきましては、急激な給付費の伸びに対応するために設置をしているということになります。基本的には、次期計画の期間に市町村が最低限必要となる額を除いては、歳入として繰り入れるべきものだというふうになっておりますので、今後、審議会での審議をいただきながら、繰り入れる金額等は考えていきたいというふうに思っております。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ぜひ、県の財政安定化基金についても、介護保険料を決めるに当たって、取り崩すことを考えていただきたいと思うんですが、第1号被保険者というのが、昨年5億2,000万円払って見えるんですね。納めていただいている、国の超高齢化社会を財政的にも支えていただいているということですので、そういう方たちに少しでも引き下げをして、生活が少しでも楽になるように考えていただきたいと思うんですが、そういう方たちが支えていただく制度ということなんですが、こういう制度を皆さんに御利用いただくという考え方が一番原点にあるんじゃないかと、大家族高浜というキャッチフレーズがありますが、それが一番原点にあるんじゃないかということを考えるわけですが、せっかく今、来年からのを検討しているんですから、その払っている方たちの大半の方々というのは使っていないわけですよ。自立してみえる方は使えないんですよ。将来、それを使うということはあるかもしれませんが、それを活用して自立でずっといくというのが一番いいわけですから、そういう面でも、ぜひ介護予防に力を入れてやっていただきたいというのを思うわけですが、その関係で高浜市は、上乘せ・横出しという制度がありますが、高浜市がこれまでやってきたやり方であって、結果として高い保険料になっています。だから、この制度を福祉施策としてずっと言うておりますが、ちょうど第6期ということで計画を見直す時期でもありますから、ぜひこの施策を変えるときにしていただきたいと思いますが、それについてはどう考えてみえるのかお答えください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 上乘せ・横出しのお話でございますが、これにつきまして

も、これから審議会等で審議をしていくということになりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 何かというと審議会と言われるんですが、市の考えがまずどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 上乘せ・横出しのお話になりますけれども、市の考え方はということでございます。これまで市の独自政策として、上乘せ・横出しをやってきたという経緯があるわけなんですけれども、基本的には今後もそれを継続していきたいということになろうかと思えます。ただ、保険料、それから今後のサービスの伸び等々踏まえる中で、総合的にその辺も判断をしていくということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 総合的ということとは、この見直しをするということに対して、前向きなのか後ろ向きなのか、わかりにくいんですが、その点ではどうなんでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） ただいま答弁の中でも申し上げましたが、現在サービスの見込み料等の推計を行っております。先ほどグループリーダーも総合的にと申し上げましたが、いろいろな要素、数値等を見ながら、今後検討をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ずっと高浜市民は、先ほども言いましたが、1号保険者でいえば5億2,000万円の介護保険を納めていただいている、私たちが納めているわけですが、高浜市がこれまで、高浜市のやり方としてやってきたと。これが結果として高い保険料になっていると、だから福祉施策でやれば、こうした高い保険料にはならないということなんです、ぜひ、その点では改善をしていただきたい。市の姿勢として改善する方向で行っていただきたいと思うんですが、その点ではどう考えてみえるのかお答えください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG主幹（篠田 彰） かねがね上乘せにつきましては答弁で申し上げてございますが、これは介護保険制度の中での上乘せでございますので、あくまでも、市の福祉事業とか、そういういったもので行う内容ではございません。それと、横出しにつきましても、市の一般財源から現行79%を財源として拠出しておりますので、今後とも横出し等、実行していく場合におきましては、同じ負担率でいきたいと考えております。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 高浜市だけではありませんが、この近隣の中では、このように上乘せ・横出しというのをやっているところは、ほかにもあるのでしょうか。教えてください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG主幹（篠田 彰） 全国で10カ所程度と聞き及んでおります。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 近隣市でもやっていなくて、高浜市だけがやっている、それが結果として高い保険料になっているということも、ぜひ見直しをしていく上で考えていただきたいと思います。その点では、市長はどのように考えてみえるのか、お示してください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG主幹（篠田 彰） かねがね高浜市におきましては、在宅重視という提案を掲げて、状態の軽い段階から上乘せを行うことによりまして、在宅重視の理念を掲げて上乘せを行っている状況でございます。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） この点では、なかなか考え方が改まらないというか、見直しがされないようですが、ぜひ、これは一度考えていただきたいと思います。この予防給付見直しによる本人や世帯の生活全般への影響について、日常の家事にさまざまな支障が出るとか、状態や病態の悪化が見られる、または悪化する恐れがある、会話やコミュニケーションの機会が減る、食生活の維持に支障が出る、生活全般に対する意欲の低下が生じる、家族の介護負担がふえるなど、全日本民医連の予防給付の見直し影響予測調査というのが出ていますが、今後制度の改悪が実施されると、このような影響が出るのではないかという調査結果が出ています。ぜひ、この改悪を少しでも和らげていただけるようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時5分休憩

午前11時14分再開

○議長（磯貝正隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、鷺見宗重議員。一つ、教育行政について。一つ、中小企業振興について。以上、2問についての質問を許します。

11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 皆さん、こんにちは。

日本共産党の鷺見です。一つ、教育行政について、通告に従って一般質問を行います。

1件目の教育行政について質問をします。

学校給食の充実についてですが、異常に低い日本の食料自給率、食料高騰など食の安全と日本

の農業の問題が問われています。日本の農業の再生は生産者だけの問題ではなく、消費者、国民全体の問題となっています。また、T P Pの交渉により、関税撤廃や食の安全についても交渉が続けられています。それだけでなく、産地偽装の問題も大きく取り上げられています。

高浜市の給食は、自校方式で、愛知産での地産地消を目指していると聞いています。関係者の方々には、まずもって感謝をいたします。しかしながら、どうしても愛知産だけでは賄えない場合もあると聞いています。学校給食の安全確保という点で少し疑問があるのでお聞きします。

昨年度の学校給食の食中毒の全国的な事例と、高浜市はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 昨年度の食中毒の事例ということではありますが、本市におきましては、学校給食を原因とする食中毒の事例はありません。学校給食を介して食中毒が一旦起きますと、大流行になる危険性をはらんでいるので、常日ごろから学校給食の安全確保に努めております。

また、全国の実例を見ていきますと、日本スポーツ振興センターの報告によりますと、全国での食中毒の実例は4件報告されています。そのうち3件がノロウイルスを原因として起こっています。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 次に、高浜市の学校給食において、食中毒に対する取り組みはどのようになっているのか、お示してください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 学校で集団食中毒が起こる場合に、その原因の多くはノロだとかロタ等のウイルスが原因になって起こる感染性胃腸炎であります。感染性胃腸炎は人から人への感染と、汚染した食品を介しての食中毒に分けられますが、ここでは特に人から人への感染を防ぐために取り組んでいることについて説明させていただきます。

給食室がウイルス等に汚染されないように、調理に従事する調理員を初めとして、栄養教諭・学校栄養職員の健康状態を日々確認しています。また、教職員、児童・生徒につきましても、下痢、嘔吐の症状があった場合は朝の打ち合わせ、健康観察等でしっかり確認を行い、給食当番であれば、給食当番をその日はやらせないとか、その症状がおさまるまでは見合わせるといった対応を取っております。

また、下痢、嘔吐の激しい症状が見られた場合、医師の受診、検査等を勧めるように強く指導しております。また、校内で嘔吐、下痢が起こった場合につきましても、教職員は日ごろからの嘔吐物セットを用いて速やかに処理、殺菌消毒することを行い、流行を防ぐことを第一に努め対応しております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 学校給食においても食中毒はあってはならないと思います。今後とも食中毒には気をつけるとともに、施設整備にしても食中毒が起こらないよう、進めていただきたいと思います。

次に、学校給食の食材の放射能測定の改善を求めるについてですが、学校給食の食材について放射能測定をしている自治体はどれぐらいありますか。近隣でお願いします。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 独自に放射能の簡易測定器を購入して検査している自治体はということですが、近隣では知立市と安城市が行っております。それぞれ各給食センターに1台ずつ設置しておりまして、知立市では1台、安城市では3台を保有しております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 現在の高浜市の学校給食はどのように放射能測定されているのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 高浜市の放射性物質の測定につきましては、公益財団法人愛知県学校給食会というところで放射性物質の測定を行っております。検査の対象となりますのは、総理大臣指示で示されております17都県で生産された青果物でありまして、月に一度2品目を検査しております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） そうしますと、1年に1回もしくは2回ということに、1校でなりますけれども、これで安心と言えるのかが少し疑問に思います。また、測定結果の公表がされていないということですが、なぜしないのかお答えください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 放射性物質の検査でございますが、平成23年9月より行ってきております。その中で異常値が示されたことは一度もございません。この異常値といいますのは、国基準が1キログラム当たり100ベクレル以下という基準を示しておりますが、この愛知県学校給食会の検査では1キログラム当たり25ベクレル以下という基準で、国よりも厳しい審査基準で行っていただいております。そういったこともございまして、安全性につきましては問題ないと認識しております。

また、さまざまな食品の納入先におきまして、サンプリング調査を実施されているということもありまして、安全性については問題ないと認識し、公表は行ってきておりません。

本市と同様に、先ほど申しました愛知県学校給食会に検査を依頼して行っている近隣市につきましても、特に公表をしている状況ではないと伺っておりますが、万が一、放射性物質が検出されるようなことがあれば、当然公表してまいります。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） そうなると、やはり住民の方の理解ですかね、これは本当になんだよという安心が得られないと思うんです、公表しないことには。親御さんの間でも、国の姿勢も原発再稼働を進めようとしていることを見ると不信は拭えないと思いますので、1回にしても測定では安全だという点で疑問があります。

放射能測定器の購入をして、独自で行うべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 国のほうが示しております農産物の出荷制限というものがかなり解除されてきております状況を見ますと、今の段階で独自に測定器を購入して、独自に測定する必要性はないと考えておりますので、購入する予定は考えてございません。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） もう最近から制限が解除されているというふうに言われましたけれども、でも出ていることは確かなので、福島県のとある市では自主的に食物の放射能測定をしていますけれども、現在でも出ているという測定結果が出ています。汚染したものを流通しないように頑張っているという自治体でもありますが。

安城市と知立市は独自で測定を行っているという答弁がありました。長野県の塩尻市ですが、自校方式でありながら放射能測定を行っているとのこと。ですので、ぜひとも放射能、安心という意味では大切ですので、購入していただいて測定していただくのが本当じゃないかなというふうに思います。

次に、アレルギー食の充実についてですが、国の学校給食における衛生管理の改善、充実に対しての取り組みはどうなっていますか。お答えください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 衛生管理の面でございますけれども、毎年一度、市内の全小・中学校の給食調理場に関しまして、衣浦東部保健所によります食品衛生監視指導がございまして、衛生管理面におきましては非常に厳しいチェックを受けております。

内容は施設、設備に関するチェック、あるいは従事者に関するチェック、あと原材料の取り扱いに関するチェック、調理器具、容器に関するチェック、使用水、貯水槽等に関するチェックなど、非常に細かいところまで調査をいただいております。

衣浦東部保健所から指摘いただきました事項につきましては、緊急度合いに応じまして早急に対応すべきものは早急に対応し、そして、それ以外のものにつきましては、翌年度当初予算あるいは補正予算等に計上して対応して、衛生管理の改善充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 次に、高浜市の現状ですけれども、何人の児童がアレルギーを持っているのか、その種類についてどうなっているのかお答えください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 学校給食に関連してということではよろしいですかね。

○11番（鷺見宗重） はい。

○学校経営G主幹（神谷 理） 23年度より高浜市食物アレルギーガイドラインに従って個別対応しておりますが、本年度のアレルギー対応者につきましては次のようになっております。

通常、家庭に配布する献立に加えて、調味料まで記載した詳細献立表を渡している児童・生徒は、小学校で20名、中学校で6名となっております。そのうち、乳、卵の除去食対応につきましては、小学校で12名であります。

基本的には、乳、卵のアレルゲンを持っている児童・生徒が多いわけですが、そのほかにも、ピーナッツ類、魚、小麦等々、1人で幾つか複合的にアレルゲンを持っている児童もおります。そんな状況であります。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 高浜市の学校給食において、アレルギー食の取り組みはどうなっていますか。具体的にお願いします。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 先ほどの答弁と若干重なるところがありますが、アレルギーガイドラインによりまして、アレルギーの種類は高浜市では、乳、卵、小麦、エビ、カニ、それから、そば、落花生、これを対応しておるわけですが、実際に、そばや落花生については、給食で提供しておりません。乳、卵につきましては、基本的に調理する段階で全て除去しております。小麦、エビ、カニにつきましては、除去ができませんので、詳細献立表を提示させていただく中で、それにかわるものを御家庭で用意したり、それを除いて食するなどそういう形で対応しております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） アレルギー食については、乳と卵は除去食で、エビ、カニ、そば、落花生についてはあれということで、ほかの食材についてというか、やっぱりみんなも子供のことを考

えますと、同じ給食が食べられるということが大変いいことかなというふうに思うんで、また小麦ぐらいは抜くような形でお願いできたらなというふうに思います。

次に移りますけれども、学校給食の公会計についてであります。

近隣市では、公会計で給食費を集めている自治体が多いのではないかと思いますけれども、近隣の状況をお示してください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 近隣市では、本市を除いて公会計で処理をされております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 少し例を、例というか、塩尻市の話ではありますけれども、市長のマニフェストで教育再生と農業再生を目指すということで、子供手当の天引きで無料化を目指していますが、それにはまず公会計が不可欠となり、踏み出したとのこと。銀行自動引き落としが私会計のときは、2つの銀行しかできなくて、新たに銀行口座をつくり、お金を振りかえしなくてはならないということでした。公会計になって、13の銀行で自動振替が可能となり、いつも使っている銀行で自動振替ができ、滞納も減ったということが言われています。教員の負担も減り、一般会計を通すことで透明性も進み、食材の支払いもスムーズにできるということになったということです。

高浜市においては、2から3の銀行しか取り扱いができないということを聞いています。保護者もお金を入れ忘れることで滞納ということも起きていると聞いています。公会計に踏み出すべきかと思いますが、いかがでしょうか。見解をお願いします。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 学校給食費の公会計化につきましては、たびたび御質問いただいておりますが、今現在まで、昭和32年の文部省管理局長通知に基づきまして、私会計としてきております。一方で、昭和39年の文部省体育局長通知では、市町村の歳入歳出として徴収、支払いを行ってもよいという考え方が示されておまして、給食費の処理方法につきましては、各市の判断に委ねられているところとなっております。

これまで高浜市におきましては、私会計による処理を行ってきておりますが、大きな支障はないと考えておりますので、公会計に移行する考えは持ってございません。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 近隣市では既に公会計に踏み出しています。塩尻市は同様に自校方式で行っていて、その上に公会計に踏み出したということです。高浜市も踏み出すべきだと思いますので、検討をひとつお願いしたいなというふうに思います。

次に、給食の食材に補助せよについての質問ですが、京都新聞8月16日付社説は、「個人消費の振りかえは消費税にかえて、円高によって輸入価格が上昇し、ガソリンや食品、日用品が値上がりしたためだ。家計収入は多少伸びているが、物価上昇に追いつかず、給料は目減りしている」と新聞報道があります。消費税の駆け込みで借りてでも買っておこうという動きも見受けられ、厳しいとの見方があります。こうして見てみますと、市民の生活はますます厳しいと考えます。

そんな中、学校給食の食材について質問しますが、補助しているところもふえていていると思えますけれども、把握していれば、その状況をお示してください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） まず近隣の状況でございますが、近隣で学校給食の食材に対する補助を行っている市はございません。

また、インターネット等から調査した限りではございますが、全国的には、兵庫県の相生市、山口県の和木町、北海道の三笠市、茨城県大子町、群馬県南牧村で無料化を実施、また埼玉県小鹿野町、和歌山県新宮市で条件つきではありますが、無料化を実施しております。東京の江戸川区では一部補助をしていると聞いております。

県内ではございますが、県内では岩倉市が条件つきでの無料化を実施、また大口町、大治町で一部補助を実施しているとの情報をつかんでおります。また清須市におきましては、当初補助をしておりましたが、近年補助をやめたというお話も聞いております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷲見宗重議員。

○11番（鷲見宗重） 給食費について、今までいろいろ値上がったりもしたと思うんですけども、これありましたら、過去10年間なり、給食費の増減について実績をお願いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 給食費につきましてですが、10年前の平成16年9月に小学校230円、中学校260円となっております。平成20年10月から小学校250円、中学校285円、そして平成26年4月から小学校260円、中学校が295円となっております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷲見宗重議員。

○11番（鷲見宗重） 食材においてもこの間、消費税も上げられたということで大変厳しいということでもあります。「義務教育は、これを無償とする」という憲法からいっても、無償にすべきかと考えますが、せめて消費税分とか食材高騰分の補助をすべきかと思えますけれども、いかがでしょうか。見解をお示してください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） まず、議員おっしゃられました憲法第26条第2項におきまして、「義務教育は、これを無償とする」という文言がございます。これにつきましては、最高裁の判例で「同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当であって、憲法の義務教育は無償とするとの規定は、授業料のほかに、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできない」とされておりまして、この判例からも学校給食を無償化するという考えはございません。

また、補助という考えでございますが、学校給食法の第11条におきまして、施設や設備等に関する経費を学校の設置者である市が負担し、これら以外の経費として食材費は保護者負担とされておりますので、学校給食の食材に補助を行う考えというのも持っておりません。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） たしか、その最高裁の判例は昭和38年だと思うんですけども、それから二、三年後には、教材というか教科書は無料になっているんですね、その後。そういうことから考えてみますと、やっぱり無償化という流れはあるんです。ですから、そういう考えがありますので、ぜひとも、ひとつ考えていただきたいなというふうに思います、無償化について。

次に、教育行政法の一部改正の影響についての質問に入ります。

6月12日に行われた文教科学委員会の中で、中等教育局長の前川氏が日本共産党の参議院議員田村智子の質問に「大綱は教育の課題が地域によってさまざまであることを踏まえ、国の教育振興計画を参酌しつつ地域の実情に応じ策定することとされておりまして、国の方針どおり大綱に定めなければならないというものではございませんので、独自性が高いという理由で大綱について国から指導等を行うことは想定しておりません」との答弁がされています。

高浜市において、この地方教育行政法の一部改正により、教育大綱を制定するよう書いてありますけれども、教育大綱の扱いはどうするのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 議員おっしゃられましたように、今回の法の一部改正につきましては、大綱を策定するということが大きな改正点の一つとなっております。大綱につきましては、教育の目標や施策の根本的な方針でございますが、総合教育会議という会議におきまして、首長と教育委員会が協議、調整を尽くして、最終的には首長が策定するというものとなっております。

文部科学省の見解におきましては、策定期間につきましては改正法が施行される平成27年4月1日以降に総合教育会議を各自治体で開催し、策定していくべきものであるというふうに示されております。

これに基づきまして、私どももそのような体制を整えつつ、策定に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 策定されるということですが、例えば、国の教育振興基本計画を参酌するという事になれば、時の政府の意向をこの計画に盛り込めば、その意向に影響がないとは言えないと思います。

次に、高浜市の教育基本構想との兼ね合いはどうなるのか、お示してください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 大綱につきましては、本市の最上位計画であります第6次高浜市総合計画に基づいた大綱を策定していく必要があると考えております。

また、高浜市教育基本構想につきましては、幼保小中の一貫教育、特に義務教育に特化した内容となっておりますが、一方で大綱は生涯学習や幼児教育といった分野も包含して策定する必要があると考えております。

よって、大綱のもとに教育基本構想が位置することを考えております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 大綱が上ということになるということですが、そうすると大綱は教育委員会と合議するといいますけれども、時の首相の意向も反映されることになってしまう危険性もあるので、教育の政治的中立性や自主性を損なう危険があると思います。

次に、教育長の権限についてですが、どのように変更されるのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 新たな教育長でございますが、これまでの教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として位置づけられております。

これまでの教育長は事務執行の責任者として位置づけられておりましたが、新しく設置される教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するという立場になります。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） そうすると教育委員会が今までは教育長を任命していたということですが、今度は市長が任命をすることになるということですね。教育長が教育委員会の事実上トップということになります。こうしたことも市長の意向が教育に及ぶおそれもあります。

次に、修繕費の増額を求めるとのことですが、この3年間、過去3年間ぐらいで、修繕費について今どうなっているのか、3年間の実績をお願いします。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 過去3年間の修繕料に関する実績でございますが、小学校・中学校

の維持管理事業それぞれ合計額でございますが、平成23年度決算額で1,596万4,000円、平成24年度が1,719万円、平成25年度が1,876万円で、年々、修繕料は増加してきている傾向でございます。以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） そうしますと、やっぱり修繕費は直さないかんところがあると思うんですね。やっぱり足りないという声もありますので、増額する考えは持ってらっしゃるのか。お答えください。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 修繕料につきましては、学校側からいろいろと報告を受ける中で、学校側とも協議しながら、児童・生徒、そして教師の安全を脅かす箇所、そして学校教育を進める上で支障が出る箇所などを最優先に考えまして、修繕に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 増額についてはいかがですか。その考えが言われていませんけれども。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 先ほども申しましたように、最優先で修繕する箇所、こちらは当然いろいろと絞られてくると思います。全ての修繕箇所に予算をつけていると、もう全く歯どめがかからない状況にもなってしまうので、やはり学校側ときちっと協議、調整しながら、最優先箇所を見きわめ、予算計上のほうに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） それで、次年度に回したとか、後に回した工事みたいな具体的なものというのはわかりますかね。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 例えば、これは修繕ではございませんけれども、工事のほうで、ガラスの飛散、拡散防止のフィルムを張る工事が24年度からの繰り越しで25年度に実施しております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） いろいろ聞きましたけれども、次の中小企業の振興についての質問に移ります。

市民の生活をよくするには、中小企業が元気にならないとやっぱり景気がよくなならないと考えます。特に中小企業で働く労働者の賃金もふえることで資金も循環できるような施策が必要だと

思います。

そこで、中小企業振興条例を制定せよということで質問をしていきます。

この中小企業振興条例についての近隣市の制定状況はどうなっているのか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） それでは、近隣市の中小企業振興条例の制定状況でございますが、安城市中小企業振興基本条例と知立市中小企業振興基本条例の2市が制定をしております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 安城市と知立市ということですが、この中小企業振興基本条例により、新たな施策はどういったものがあるのかお示してください。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 知立市の中小企業振興条例におきまして、中小企業振興施策を調査研究するため中小企業振興会議を置くことを、その条例において定めておみえになり、設置をされたとお聞きいたしております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） やっぱり高浜市の中で、中小企業の数とそこで働く労働者の割合もお願いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 独自の把握はしておりませんが、平成24年の経済センサスによりますと、市内の総事業所数は1,514、うち従業者数が100人未満の事業所につきましては1,487でございます。そこで働く労働者の割合につきましては60.2%となりますので、よろしくお願いたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 60%ということで、全国平均では66%という数字もありますけれども。

この中小企業の経営の状態もどうなのか把握されていればお答えください。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 個々の企業さんの経営状況につきましては把握をいたしておりませんので、よろしくお願いたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 墨田区の例でいけば徹底的に回ったという経緯があって、経営状態の把握が、制定以前に要るのではないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 経営状態の把握につきましては、必要であることは認識をいたしております。現在、高浜市商工会が会員の方の経営状況を含め、いろいろな声をお聞きすべきアンケート、経営動向調査を実施いたしております。その集計結果を参考にさせていただくことで、把握に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 墨田区は先ほど言いましたけれども、職員の方が回ってみえるというところが、高浜市においてもそういうことが必要じゃないかなというふうに思います。

次に、国の小規模振興基本法についてでありますけれども、小規模企業振興基本法に基づき、国は小規模振興計画が策定されようとしていますけれども、原案がこのほど発表されていますけれども、それについての見解をお示してください。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 小規模企業者の振興施策を基本的に定めた小規模企業振興基本法が平成26年6月27日に施行され、地方公共団体の責務につきましても、その位置づけがなされております。また、小規模企業振興基本計画も原案が示され、施策についての基本的な方針等が示されておると思います。

その中で小規模企業の振興は地方公共団体、地域支援機関等さまざまな主体が連携して、それぞれの立場で小規模企業振興を実行することが重要であると明記されておりますので、引き続き本市におきましても、小規模企業者の振興のため、各団体と連携をとり、実践してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 愛知県におきましても、中小企業振興基本条例が制定されています。これについての見解をお示してください。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 愛知県の中小企業振興条例でございますが、この条例は中小企業の振興を図ることを目的とされておりますし、県は市町村が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するものとなっております。本市におきましても、県と連携をいたしまして中小企業の振興を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 連携をするということですが、ただ、小規模企業の配慮がうたわれています。どのような施策が必要と思われるのか、ひとつお願いします。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 小規模企業者に対し施策を講ずるに当たっては、「経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するものとする」となっております。

本市におきましても、小規模企業者に対しまして手厚い振興支援を行っております。主な支援策といたしましては、愛知県の融資制度の資金融資を受ける際の負担軽減に寄与する信用保証料補助でございます。今後も小規模企業者の相談役である高浜市商工会を初め、各関連団体との連携をしまいたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） いろんな政策をやられているようですけれども、高浜市においても中小企業振興条例のようなものを制定すべきと思いますけれども、いかがですか。見解をお願いします。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、御質問の中で中小企業振興条例をとというようなお問い合わせでございますが、私どもは議員御承知のとおり、産業振興条例というのを商工会さんの御要望に応じて24年の9月議会で御承認をいただいて、25年1月1日から施行しておるという状況でございます。

この条例をつくるに当たりまして、パブリックコメントは当然のことながらさせていただいて、それから、中小企業のいわゆる代表的団体でございます中小企業の経済同友会、そちらの御意見も頂戴しておるということで、その原案をつくるに当たっても市の関係機関からいろいろ御意見をいただいております。懇談会というのを設けまして、そのときには商工会はもちろんのこと、愛知県陶器瓦工業組合、三州瓦工業協同組合、高浜市農業委員会、さらには高浜市観光協会といった、そういったメンバーの方にお集まりをいただいて、高浜の産業の基本理念、きちんとしたものをつくっていくんだということで御議論いただきました。それを形にしております。

この産業振興条例の中には、今申し上げましたように農業の関係も、それから観光の関係もということで、私どもは第6次の総合計画の中でもきちんと連携という部分を打ち出しておりますが、そういったことを含めて、各業種の枠を超えて強くしていくんだよというようなことも書き込まれておりますので、そういったことを含めまして、今のところ、中小企業の振興条例をつくれということですが、そういった考えは持ち合わせておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） まあ、考えがないという答弁でありますけれども、愛知県中小企業振興基本条例の8条には、「大企業者等は、基本理念にのっとり、中小企業者との事業上の関係において、その事業の成長発展に配慮するよう努めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるもの」としてあります。

高浜市産業振興条例を否定するわけではありませんので、こういった条文を追加するような検討もすることを要望して、質問を終わります。

お願いします。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩いたします。再開は13時30分。

午後0時4分休憩

午後1時30分再開

○議長（磯貝正隆） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、小嶋克文議員。一つ、教育行政について。以上、1問についての質問を許します。
15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） さきに通告をしました教育行政について、1問質問させていただきます。

初めに、中学校における部活動等の熱中症予防の取り組みについて質問をさせていただきます。
地球温暖化が原因なのか、日本においても年々気温は高くなる一方でございます。今年も梅雨が明け、夏休みに入ると気温がぐんぐんと上昇し、豊田市では最高気温38.6度、名古屋市でも38.2度を記録しています。名古屋市では夏休み期間中、猛暑日が8回、他の日も猛暑日に近い日が連日続きました。夏休みの後半は台風や大雨の影響もあって、やや気温が低くなったものの30度を超える日が続きました。ことしは熱中症に大きな影響を与える湿度も高かったのではないのでしょうか。

中学生にとっては、大変な暑さの中での部活動であったと思います。政府もことしから7月を熱中症予防強化月間として注意喚起を行っております。学校においても、体育の授業中あるいは部活動の練習中に小・中学生や高校生が熱中症で亡くなったり、熱中症で倒れ救急車で搬送されたニュースが、ことしも何回となく新聞やテレビで報道されておりました。

日本スポーツ振興センターによると、2012年度は学校管理下において4,971件の熱中症が発生しています。さらには、12年度までの23年間で、熱中症等による死亡事故が74件も報告をされております。長い夏休みには部活動にじっくりと取り組むことができる時期でもあり、午前午後と長時間にわたり練習に取り組む部活動も多くあると思います。基礎体力をつけるため、技術を習得するため、厳しい練習に打ち込んでいると思います。しかし、長時間の練習になれば、どうしても熱中症などの事故が起きやすくなります。一人一人の生徒の健康管理、特に熱中症予防には最善を尽くさなければなりません。こうした事故を未然に防ぐのは顧問の先生方の細心の注意しかありません。生徒一人一人をしっかりと見守っていただくしかありません。夏休みに入って1週間したころ、保護者の方から夏休みの部活動のあり方について問題があるのではないかという問い合わせがありました。長時間にわたって練習が行われる夏季休暇中の部活動について、熱中症予防等の健康管理の観点から何点か質問をさせていただきます。

第1点目は、気温によって部活動等の運動が制限されていると思いますが、基準についてお聞きをいたします。

2点目は、先ほども述べましたように、夏の時期における体育の授業あるいは部活動は、熱中

症などの事故が発生する可能性が大きく、他のシーズンより一層の健康管理が学校においては必要と思われます。特に、運動系の部活動を顧問している先生方には熱中症予防を初めとして、健康管理、体調管理の取り組みなど事前の研修が必要であると思います。熱中症予防には、小まめな水分の補給、休憩の確保、体調が悪くなった生徒の対処、また気温、湿度の的確な判断、時には練習を中止することも必要かと思えます。各中学校ではどのような取り組みを行っているのでしょうか。

3点目として、部活動中に体調を悪くした生徒や熱中症を発症した生徒の話も聞いておりますが、この夏、部活動中及び体育の授業中、熱中症にかかった生徒、体調を悪くした生徒についての状況をお聞きします。

4点目に、少年野球や少年サッカー等のスポーツ少年団において、熱中症等の事故の報告は上がっているのでしょうか。

5点目として、昨年12月において一般質問しましたが、熱中症対策の一環としてミストシャワーの設置を検討していただきたいという質問をしましたが、このミストシャワーの導入を検討あるいは決定した学校はあるのでしょうか。

6点目として、運動中など心停止をしたとき、心臓の蘇生を目的とする自動体外式除細動器(AED)がありますが、市内でこのAEDが使用された事例はあるのでしょうか。

AEDは2004年から一般市民でも使用することが許されています。いつこうした場面に遭遇するかわかりません。講習会等に参加してAEDが使えるようにすることは大変大事なことです。職員、学校の先生方はどのくらいの方がAEDの講習を受けているのでしょうか。また、市内の公共施設には何台のAEDが設置されているのでしょうか。

次に、小・中学生のスマートフォン等の使用状況についてお聞きいたします。

先月の25日、文部科学省は4月に実施した2014年度全国学力テストの結果を公表しました。愛知県においては、小学校6年の国語Bでは全国最下位、同じく算数Aも全国42位と関係者にとっては、大変ショックな結果が公表されました。ましてや、児童・生徒アンケートも行われ、ことしは携帯電話やスマートフォンの調査が行われました。この学習状況調査によりますと、テスト結果と比べた場合、使用時間が長いほど成績が低い傾向が出ております。

中学3年生では、スマートフォンを4時間以上使う生徒の割合は10.8%で、数学Aの平均正答率は55.7%、使用時間が30分未満の生徒の割合は15.9%で、正答率は72.7%、小学校6年生でも4時間以上使う児童の算数Aの平均正答率は66.6%で、30分未満の正答率79.8%とは大きな差がついております。平日に4時間以上ゲームをする児童・生徒は小・中ともに10%前後に上り、ゲームの時間が長いほど平均正答率は低くなっています。

長時間の使用は、アンケートの調査からも明らかなように、学力に大きな影響を与えています。スマートフォン等も使い方によっては大変便利なツールであることは言うまでもありませんが、

長時間の使用や誤った使用は学力低下につながるだけでなく、危険な事態を招く可能性もはらんでおり、事実、取り返しのつかない事件も多く発生しています。それだけに、いろんな機能を有する現在のスマートフォン等の使用を子供だけに任せることはできません。

以下、何点か質問をさせていただきます。

1点目として、市内の小・中学生の携帯電話やスマートフォンの保有や使用の状況についてお聞きいたします。

2点目として、先ほども述べましたが、スマートフォン等に関しましては、いろいろな問題や事件も発生しております。スマートフォンの等によるいじめの話も聞いております。市内においては、このような問題、事件は発生しているのでしょうか。

3点目として、子供たちのスマートフォン等の使用に関しては、保護者、学校、地域がしっかりと連携することが大事であると思います。学校としては、どのように取り組んでいるのでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（磯貝正隆） 教育長。

○教育長（岸上善徳） それでは、小嶋克文議員の教育行政について、（1）中学校における部活動等の熱中症予防の取り組みについてお答えいたします。

まず、1点目の気温による屋外活動の制限については、独立行政法人日本スポーツ振興センターより熱中症予防運動指針が示されております。気温24度以上28度未満は注意レベルで積極的に水分補給を、28度以上31度未満では警戒レベルで積極的に休息を、31度以上35度未満では厳重警戒レベルで激しい運動は中止、35度以上では運動は原則中止です。気温だけでなく、湿度も大きく影響しますので、日本気象協会提供の暑さ指数（WBGT）を参考に対応しています。

次に、2点目の熱中症の発生しやすい夏季の体育の授業や夏休みの部活動における、体育の先生や部活顧問はどのような指導がなされているかでありますが、最初に体育の授業についてお答えいたします。

体育担当教員は、毎日、気温や熱中症注意情報や熱中症警報等の情報を参考にして生徒への指導を行っています。熱中症の発生が心配される状況の場合は、前もって体育の活動内容を考えて授業に臨みます。体に負担の大きい運動は負担の小さい運動に切りかえたり、活動時間を短くしたりして対応します。

実際の授業では、まず、活動前に健康観察をしっかりと行います。気温、湿度等の状況も熱中症の発症に影響を与えますが、個人の体調も熱中症の発症に深くかかわってきますので、体調が心配な生徒は指導者と相談しながら活動内容を決めるとともに、指導者は熱中症防止の注意を行います。活動中、指導者はその生徒を注意深く観察し、心配な様子が見受けられた場合は、すぐに対応します。また、生徒全員の熱中症対策としましては、頭痛や気分が悪くなる等熱中症の症状

が出た場合、活動をすぐに中止し、指導者に申し出るように指示します。

次に活動中では、小まめに水分の補給を行うように指導しています。学校に持参する水筒を、体育時は運動場または体育館まで持ってくるようにしており、このことによって生徒は小まめに水分を給水することができます。また、水分を補給するだけでなく、体の動きやチームやグループの連携を考えさせるなどし、体を休ませる時間を定期的に確保するとともに、この時間を利用し、生徒に体調の確認をします。また、活動中は直射日光を避けるために帽子の着用を勧めています。

なお、6月から7月にかけては体育の活動は水泳指導が中心になり、熱中症の発生のリスクは減るように思われがちですが発生のおそれがありますので、運動場や体育館での指導と同じように注意しながら指導を行っています。

次に、部活動指導についてお答えします。

部活動指導も原則として体育の指導に準じて熱中症対策を行っていますが、部活動の夏季の活動時間はほとんどの場合、体育の授業時間である50分より長くなります。そのため、日ごろから大きな水筒を用意させ、十分な水分を補給できるように指導しています。また、30分から40分をめどに全員が休憩し、水分補給できる時間を確保して指導しており、特にサッカー部など炎天下で練習を行う場合は、15分ごとに休息・水分補給を行っています。

運動部活動に取り組んでいる生徒は日ごろから激しい運動を行って体を鍛えています。季節の変わり目等で急に気温が上がる場合などの状況の変化に生徒の体がついていけない場合があります。土曜日、日曜日、夏休み中の部活動を中心に時間が長くなるときには特に発生が心配されますので、普段以上に注意深く生徒の様子を観察し、健康状態を把握することによって熱中症対策に取り組んでいます。また、夏休みの部活動では水分補給だけでなく、塩分を補給するためにも水筒にスポーツドリンクを入れてきてよいことになっています。

続いて3点目ではありますが、ことし体育の授業、部活動において熱中症、体調を悪くした生徒はいるかです。

ことし、両中学校で体育の授業や部活動において、熱中症またはその疑いで体調不良を訴えた生徒は9名おります。救急車を要請した事案はありませんでしたが、その中で、医師にかかり熱中症と診断され治療を受けた生徒が1名います。この事案は、5月16日、体育の授業中に起きたもので、持久走を行った後1人の女子生徒が体調不良と頭痛を訴え、嘔吐しました。保護者に連絡し、医師に診ていただいたところ熱中症と診断され、点滴により症状は回復したとのことです。そのほかに、熱中症の疑いで早退した生徒が2名います。1名は女子生徒で、6月18日4時間目の体育時に起きたもので、その日は気温、湿度ともに特に高くはありませんでしたが、体調不良を訴えました。もう1人は男子生徒で、7月9日、バスケット部の朝練習で学校の周りをランニングしていて体調が悪くなりました。両方の事案とも保健室で体を休め、水分の補給を行うとと

もに保護者に連絡し、迎えに来ていただきました。症状はそれほど重くなく、家庭で経過を観察し、症状が続くようなら医師に診ていただくよう保護者に依頼しました。ほかに6名の生徒が熱中症の疑いで体調不良を訴えてきました。4名が部活中、2名が体育中で、主な症状は頭痛、だるさ、吐き気、37度前半の発熱等で、この生徒たちは保健室で休養することで症状が回復しました。

なお、ことし、市内の小学校において、熱中症の症状で体調不良を訴えた児童は一人も出ておりません。

次に、4点目の少年野球、サッカーなどでは、熱中症の報告はあるかでございますが、今年度、市内スポーツ少年団の活動における熱中症の報告は入っておりません。

続いて5点目、ミストシャワーの導入を検討、あるいは導入を決定した学校はあるかでございます。

ミストシャワーにつきましては、昨年12月定例会において、小嶋議員より設置について御質問いただき、設置するかどうかは各学校の判断に委ね、費用についても学校配当予算の中で執行するとの回答をさせていただきましたが、結果としてミストシャワーを導入、設置した学校は、今のところございません。

試験的に実施した他市教育委員会にお話を伺ったところ、効果はあると感じるもののミストシャワーは目詰まりしやすく、また細菌などの発生等衛生面も不安であり、またミストシャワーを設置した場所は水でぬかるんでしまったりするなど、設置場所の検討も非常に苦慮したとのことでした。そして、試験結果を踏まえ、教育委員会より全校一律にミストシャワーを設置するよう指示するのではなく、本市と同様、導入するかどうかは各学校の判断に委ねることとしたそうです。

次に、6点目のAEDの使用されたケースはあるかでございます。

現在、AEDの設置状況は、公共施設に38台、民間施設については最新の調査をしていないため最新の数値を把握しておりませんが、45台ほど設置しているものと考えております。

なお、AEDが使用された実績でございますが、ことし1月に、体育センター近くの店舗内において人が倒れたため、AED講習を受けた方が体育センターのAEDを使用して救命処置をした結果、無事蘇生されたとの報告を受けています。

9月に入って、小学校では運動会の練習が、中学校でも体育大会の練習が本格的に始まりました。夏休み中、屋外で運動することのなかった児童・生徒も多くおり、熱中症の発生が心配されます。教育委員会としましては、市内全ての小・中学校に健康観察、水分補給、帽子等で直射日光を避けるなどの熱中症予防と心身に不調を感じたら申し出て休むことや、緊急時の救急体制の確立等の熱中症発症時の対応を夏休み中に通知しているところでございます。

続きまして、(2)小・中学生のスマートフォン等の使用状況についてお答えいたします。

初めに、スマートフォン等の使用の状況について、平成26年1月、市内小学校5・6年生、全中学生を対象に実施した携帯電話・スマートフォン調査の結果をもとにお答えいたします。

まず、「携帯電話もしくはスマートフォンを持っていますか」の問いに対する結果です。「持っている」と答えたのは、小学生は27%、823人、中学生は47%、700人でした。

次に、持っている児童・生徒を対象にした使用状況に関する調査結果であります。初めに、平日の使用状況では、「ほとんど使わない」と答えたのは、小学生は58%、477人、中学生は21%、147人でした。一方で、「3時間以上使用している」と答えたのは、中学生では25%、175人、小学生でも4%、33人いました。それぞれ最も高い割合を示していたのは、小学生は30分未満の19%、156人でしたが、中学生では3時間以上の項目で25%、175人でした。

携帯・スマートフォンを持つ中学生の4人に1人は平日であるにもかかわらず、3時間以上使用しているという結果でした。さらに、休日の使用状況になりますと、3時間以上の使用は小学生でも7%、58人、中学生は39%、273人にも高まっていました。

次に、「一番遅かった終了時刻はいつか」という問いに対し、最も高い割合を示したのは、小学生では「夜はほとんど使わない」が54%、444人でしたが、中学生では「12時以降」が51%、357人でした。さらに、小学生においても「12時以降」との回答が7%、58人もありました。

次に、携帯・スマートフォンに関するトラブルの発生状況についてお答えします。

市内小・中学校における問題行動について、平成25年度の1年間、そして平成26年度8月までにおいて、市内小・中学校から報告が上げられた件数は9件あります。

例えば、本来持ち込み禁止であるスマートフォンや携帯音楽プレイヤーで教室の様子を撮影し、ライン上で流した件、また、フェイスブックやライン上で友達や教員の実名を出して悪口を書き込んだ件、さらには、動画投稿サイトに自分たちの悪ふざけをする行為を投稿した件などがありました。もちろん、これらについては保護者を交えた指導を行い、了解のもとでデータの完全消去、家庭における指導の依頼をしております。これらの事案については、ほとんどが学校外で起きるトラブルであります。そのトラブルをきっかけにした児童・生徒同士の人間関係のこじれが、学校生活の中でのトラブルに直結してしまいます。そういう意味で、現場の教員は学校だけの指導に限界を感じているのが現状です。

最後に、スマートフォン等の使用に対するここ1年間の指導の状況についてお答えします。

教育委員会としての対応としては5点あります。

1つ目は、教職員を対象にした携帯・スマートフォンの安全使用に関する自主研修会の実施です。平成25年11月15日に、携帯電話会社から研修専門講師を招いて実施した研修会には各校から管理職を初め、若手教員も多く参加しました。

2つ目は、平成26年3月14日付で、高浜市小・中学校PTA連絡協議会との連名で「児童・生徒間の携帯電話・スマートフォン等の午後9時以降の使用自粛の協力について」という依頼文書

を小・中学校児童・生徒の全家庭に配付をしました。

3つ目は、平成26年7月16日付で、再度同じ内容の文書を配布しました。これは、家庭への啓発を単発で終わらせないようにするため、また小・中学校において、夏季休業中のトラブルを未然に防止するためです。さらに、同じ時期に、各学校長名による「夏休み中の過ごし方」に関する依頼文書の中に、携帯電話・スマートフォン等の午後9時以降の使用自粛の協力について、同様に全校において掲載するよう指示いたしました。

4つ目は、平成26年7月5日、高浜市PTA連絡協議会の研修会として、携帯・スマートフォンによるトラブルの現状、安全な使用の仕方など、主に保護者が学ぶ機会を設けました。

5つ目は、平成26年8月26日、市内全ての小・中学校教職員を対象とした研修会として、東北大学加齢医学研究所長川島隆太教授を招き、「子どもの脳の発達からみた教育のあり方」をテーマにした教育講演会を実施しました。

川島教授は、携帯・スマートフォンが学力に与える影響として、使用時間数と学力低下の相関関係を示す衝撃的なデータを示されました。基礎データとして、毎日の家庭学習2時間以上勉強する生徒と30分未満の生徒の数学のテストの平均点が15点近く開いていること。そして、彼らの毎日の携帯・スマートフォンの使用状況データをクロスして集計した場合、30分も勉強しないが携帯も余り使用していない生徒の平均点より、毎日2時間以上勉強はするが、3時間以上携帯を使用する生徒のほうが平均点が大きく下回るというグラフを示されました。そして、「携帯を使用する時間は、単に学習時間を減らすだけではない。せっかく毎日勉強して蓄積した知識を携帯・スマホは脳から消し去ってしまうということが、このデータからわかる」と指摘されました。

つい先日でも、文科省が実施した全国児童・生徒アンケートの結果からスマホ使用が長いほど成績が低くなることが児童・生徒アンケートで浮き彫りになったと報道されたところでもあります。

これらの教育委員会の取り組みに並行して、各学校においても児童・生徒を対象とした携帯・スマートフォンの使用に関する安全教室を市内全ての学校で実施しています。方法については、小学校は高学年対象、中学校は入学間もない1年生を対象としたり、全校生徒を対象にしたりと、実情に合わせて実施しています。学校によっては、学校公開日に合わせ、保護者の参加を募るところもあります。講師は、携帯電話会社の安全教室専門員を招く学校やサイバー犯罪未然防止という観点で警察署から招く学校もあります。また、情報モラル教育に関する指導は、日ごろの授業の中でも行っています。例えば、ある小学校の1年生では、個人情報保護の観点に立ち、自分の住所、電話番号を不用意に他者には伝えないことから教え始め、6年生では、インターネットでの他者とのかかわりは不特定多数との見えないかかわり合いであり、不用意に自分自身の情報を公開したり、相手を信じ切ったりすることの危険性を教えています。このように全ての学校において、学年の実態に応じた指導を年間計画に位置づけて行っています。

最後になりますが、3月、7月に発行した午後9時以降の使用自粛の依頼文書について、その後どのように変容があったのかを把握するため、11月に児童・生徒アンケートを実施します。その結果を家庭にも報告することにより、冬季休業中のトラブル未然防止を啓発してまいります。

今後も児童・生徒の健全育成に向けて、学校と家庭が同じ意識をもって取り組んでいけるよう働きかけてまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

今、35度以上の場合は原則として運動は中止とするという、こういった御答弁がありました。

名古屋市の場合、さきほども触れましたけれども、夏休み期間中35度以上の猛暑日が8日ありました。当然、高浜市においても、多少地域は、距離はありますけれども35度を上回る猛暑日も同じぐらいあったかと思えます。こうした35度を上回った日の部活動の練習というのは、今、答弁があったように基準からすれば、これは当然、中止をしなければならないと思えます。どのように対応してきたのか、また中止した場合はあるのか、まずそれをお聞きいたします。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 個々の案件については十分つかんでいないところもありますが、実際、部活動を始める前に日本気象協会提供の暑さ指数、インターネットでヤフー等でも開いていただければ、気温だけではなく、輻射熱、湿度等をそこで警戒警報あるいは注意情報等が出てきますので、警戒警報が出た場合は、部活顧問、4役等で今日の部活動についてどうするかということを経験して具体的に指示していきます。部活動を中止したかということにつきましては、申しわけございませんが現時点では把握しておりません。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 僕がいろんなところで情報を知ったところで、やっぱりやっているケースもあると、このように聞いております。ですが、先ほどの1回目の質問で紹介しました保護者なんですけれども、子供が属している部活では、35度を超えている、これ当日の気象なんですけれども、これはちょうど名古屋の気温で38.2度ありました。この日は38.2度もあったんですけれども、子供が属している部活では、35度を超えている状況の中にもかかわらず、なかなか水分補給をさせてくれなかったと。子供の体調が心配である。なぜもっと水分補給をしないのかという、こういった苦情みたいな問い合わせがありました。事実、今申しましたように7月の猛暑日38.2度あった日は、何人かの生徒がやはりこれは体調を崩しておりました。1人の生徒が体調が悪い中、ずっと部活が終わるまでおまして、それから20分かけて家に帰りました。そして、家に帰ったときに親が異変に気がついて慌てて病院に連れて行ったら、軽い熱中症だとこのように診

断されております。

今、答弁がありましたけれども、30分から40分をめぐりに全員が休憩し、水分補給をするという、こういった時間を確保するという答弁がありました。これは今、気温がないんですけれども、これは全ての部活において、また例えば夏の時期においては、全てこの30分から40分をめぐりに休憩並びに水分の補給というのはこれは確保してもらえますか、これは。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 夏休みに入る前、あるいは暑くなる前にも教育委員からも再三注意を促しております。また、日本スポーツ振興センターの暑さ指数、実際にはこれは、先ほど気温で35度という話をしましたが、湿度を考慮していけば31度で危険水域、運動部活中止というところになりますので、そのあたり今回、夏休み明けについても運動会、体育大会の練習等もありますので、その都度、再三注意をしてそれを守るようにということで強く指導しており、また、つい先日の校長会でも話をしたところであります。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） すみません、くどいようですが、今申しましたこの30分か40分の休憩、今後も当然あります、来年もあります、そういったことで、これは確約とはおかしいですけれども、こういうふうにきちっと守っていただけるかどうか、ちょっとこれをお聞きしたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 当然、子供の命を第一に考えるべきですので、改めてその点につきまして、強く指導し確約していきたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） よろしくお願ひいたします。

それから、昨年12月に一般質問したときも、やはり熱中症を発症した人数を確認させていただいたんですけれども、そのときはたしか2名というお答えがあったと思います。それできょう、9名ということで御答弁がありましたけれども、まだ大分、9月に入ってまだ、当然これは、そういった熱中症で倒れる可能性はあるんですけれども、人数はかなり、ことしはふえているように思うんですけれども、ここら辺の原因といいますか、分析といいますか、どのように考えておられるのでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 先ほど、答弁をさせていただいた中で、5月、6月の時点での熱中症というのがあったかと思っております、あるいは疑い。やはり暑さになれる前に運動すると割と体調を悪くする児童・生徒が多いということで、ある程度暑さになれてくると、熱中症が起きづらいということで、今年度の場合は、そういう部分でいうと暑くなってからというよりも暑くな

る前の熱中症あるいは熱中症の疑いという部分で、各学校から報告されております。

以上であります。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ちょっと順番逆になりましたけれども。

先ほど、熱中症及びそういった傾向がある生徒が9名あったという報告がありましたけれども、夏休み期間中にとって部活において、どのくらいの生徒がおったか、もし学校別、部活別にわかればお聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） まことに申しわけございません。個々の部活動の活動人数、これについては現在把握をしておりません。また、改めて調査をして、議員のほうにお答えさせていただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） よろしく願いいたします。

次に、AEDの件ですけれども、先ほど、AEDの使用によって無事蘇生されたとのことですが、大変本当によかったと思います。こうしたケースからもAEDの講習を受けること、また、使用できることは大変大事であるかと思えます。それで、市の職員とか学校の先生、さらには図書館とかいろんな公民館、公共施設がありますけれども、こういった施設に勤務している方もしっかりとこのAEDが使用できるように取り組むことが大事だと思いますけれども、その受講状況をお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） 学校に関連したところでお答えさせていただきます。

市内小学校6年生と中学校3年生においては、心肺蘇生講習を受けております。その際に該当している職員は学年に所属している職員全員受講をしております。また、小学校におきましては、夏休み前にプール開放があります。それに関連して、夏休み前にPTAと合同で小学校全職員は、心肺蘇生法、AEDの講習を受けております。

以上であります。

○議長（磯貝正隆） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） ただいま、公共施設のこと少し触れられたと思いますが、私ども行政グループのほうでは庁舎の管理のほうをやっております。庁舎内におきますAEDの設置、この操作訓練につきましては、年1回職員を対象に訓練のほうを実施しているというような状況でございます。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

こればかりは本当に、いつ何どき、起こらなければそれにこしたことはないんですけども、やはりわかりませんので、まず市職員、または今ありましたように先生方、または公共施設に勤められる方が、本当に積極的に講習を受けて使えるようにするということが、やはり大事ではないかなと思います。

次に、スマートフォンのことでお聞きしますけれども、今、時間とか、持っている人数の答弁がありましたけれども、どういうふうに、何のために使うのか、要するに使用目的とか、利用目的、こういった調査項目があればお願いします。

それからもう一つ、今、数字を伺いましたけれども、予想していたとはいえ、やはり本市の小・中学生においても、これほどやはりスマートフォンに依存しているかと思うと大変心配であります。こうした状況を学校なり、教育委員会というのはどのように捉えているのか、この2点お願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（神谷 理） この1月に調査したときには、利用目的や何のために使われておるのかというところまではつかんでおりませんでした。まず、時間帯あるいはどんな利用実績なのかというところをまずつかむことが一番でありましたので、先ほど、答弁にもありました11月のときには、そのあたりもあわせて追加で調査項目として入れていきたいと考えております。もう一点は。

〔「数が非常に多いということに対して」と呼ぶ者あり〕

○学校経営G主幹（神谷 理） 私たちもこの調査をしてみて、かなり子供たちが置かれている状況というのは、学校の職員ではなかなかつかみづらいということもありまして、かなり大きな衝撃を受けました。それで、早い段階で市P連と連携をして、学校だけの問題ではなく家庭との連携、地域との連携がとっても必要となってくると考えましたので、刈谷市のほうが早目に大きく取り上げられておりましたけれども、刈谷市はたしか3月17日であったと思いますが、高浜市3月14日の時点で、いち早く市P連と教育委員会でこのことに対して危機感を持って働きかけ、単発ではなく今後継続して取り組んでいきたい、そういう思いであります。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 最後になりますけれども、学校においても、今御答弁にありますように、さまざまな取り組みをされていることがよくわかりました。ある教育評論家は、スマートフォンは子供にとっては危険なおもちゃであると。だからといって、学校とか教育委員会から一方的に規制して、スマートフォンを取り上げることは逆効果である。子供に正しい使い方を教え、いいこと、悪いことを判断する力を育てる教育が大事である。このように指摘をされております。

スマートフォンに依存しない子供たちを目指すのは、粘り強い大変な労力を要すると思いますが、どうかしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩いたします。再開は14時25分。

よろしく申し上げます。

午後 2 時13分休憩

午後 2 時24分再開

○議長（磯貝正隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、柴田耕一議員。一つ、防災対策について。以上、1問についての質問を許します。

5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） それでは、防災対策について、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の集中豪雨等により被害を受けられた皆様に対しお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、ここ近年、日本各地で台風や豪雨など局地的な集中豪雨に見舞われ、洪水や土砂災害等が多発しております。温暖化の影響とも言える局地的な集中豪雨、想像を絶する雨量は本市の対応力をはるかに超えると考えます。以前より本市の現在の治水施設、排水施設の多くは、時間雨量50ミリを想定しており、最近多発している集中豪雨のように時間雨量100ミリ以上の雨が長時間降ると、現状では、完全に浸水被害等を防ぐことは本市においては不可能であると今まで答弁されております。また、昨日の8番議員の答弁でも、50ミリ以上の施設設備はできませんと、一時避難をというような答弁をされておりました。ゲリラ豪雨はいつどこで発生するか予想は困難で、市民の逃げおくれも生じやすいと思います。日ごろから災害等に備えた情報提供や防災知識の啓発などを行い、被害を最小限に抑え込むための減災対策が重要であると現在のところ考えております。

先月9日、三重県で東海地方で初めて台風11号に伴う大雨で特別警報が発令されました。その後、岐阜県高山市、京都府福知山、広島などで集中豪雨による被害が出ています。本日もまた再び、京都府の福知山のほうでまた豪雨の被害が出ておるといようなニュースが流れておりました。記録的な大雨に見舞われた岐阜県高山市では、崖崩れ、橋の流出等大きな被害はあったが、人的被害は一件もなかったとのこと。これは、10年前の台風23号で大きな被害を受けた反省から素早く、きめ細かい避難勧告を知らせる独自のシステムがあり、土砂災害警報情報を岐阜の気象台より5分早く出したと。さまざまな指標を、そして、さまざまな手法を使って住民に早く知らせたおかげであるという報道もありました。今回の広島市の場合、集中豪雨に加え、市民が寝静まった時間帯である未明に土砂流が発生し、被害が大きくなったとのことであります。避難が容易でない未明の時間帯、被害がなかったら苦情が出るなど、行政としても避難勧告を出すタイミ

ングをためらい、土砂崩れ情報が気象台から入り出してから1時間近く後に避難勧告を出したということで被害が大きくなったというふうに言われております。

15年前にも土砂災害が発生し、広島県全体で30人超の犠牲があり、国がこれを踏まえて土砂災害防止法が制定されたと言われております。高山市と広島市、過去の教訓を生かしたか生かさなかつたかが命運が分かれたとの報道等もされておりました。確かに、夜間避難は乳幼児、高齢者、障がい者等弱者同伴の場合、周囲の確認や道路上の障害物などもあり、通常の二、三倍の時間がかかるとも言われております。避難先へ安全に移動できるかなど難しい問題であり、これもまた新たな課題でもあります。どの災害もよそごとではありません。市民の安全・安心を守るには、判断材料となる情報の伝達、知識、啓発等大変重要でありますし、避難準備情報や避難勧告は市の対応が後手に回れば、住民の避難おくれにも影響し、被害の拡大にもつながります。人の命が失われるおそれを考えれば空振りを恐れず、すぐ出すべきであって、早い時期に行くことが必要であると考えております。

そこで、このようなゲリラ豪雨等に備えた避難行動や減災対策等について、本市の考えを伺います。

2点目は、土砂災害危険箇所についてです。

専門家より愛知県は急傾斜地など危険箇所地域が、全国最多の1万7,000カ所あり、広島同様、地質も真砂土と同じような分布がしておると。注意が必要であり、予測も難しいというふうに指摘しております。本市の土砂災害ハザードマップによると急傾斜地崩壊危険箇所は7カ所ありますが、急傾斜地危険箇所の整備状況は全て済んでいるか、済んでいない箇所はなぜ進まないのか、お伺いします。

3点目は、特別警報等発令に伴う市災害対策本部の体制についてです。

本市においても、地域防災計画等があり改正等を行っていると思っておりますが、高山市の場合、教訓を生かし、警報が発令されると24時間体制で警戒を続け、本庁舎だけでなく支所にも職員を待機させるなど、独自のルールをつくり出したということです。本市の災害対策本部の体制についてもお伺いし、以上3点についてお伺いいたします。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、柴田耕一議員の御質問、1、防災対策について、（1）ゲリラ豪雨に備えた避難行動や減災対策等について、（2）土砂災害危険箇所について、（3）特別警報発令に伴う市災害対策本部の体制について、それぞれお答えをいたします。

議員の御質問にもございましたが、ことしは集中豪雨により、岐阜県高山市、京都府福知山市と兵庫県丹波市、長野県南木曾町など全国各地において、河川の決壊や土石流等の被害が発生しております。また、8月19日深夜から20日未明にかけ、広島市北部では局地的な豪雨により土砂崩れが相次いで発生、多数の住宅がのみ込まれ、大勢の方々が被災をされました。昨日時点72

名の方が死亡、いまだ2名の方が行方不明となっております。被害を受けられた皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。亡くなられました方々には、衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

初めに、(1)ゲリラ豪雨に備えた避難行動や減災対策等についてお答えをいたします。

内閣府がことし6月に策定をしました「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)」においては、市町村の責務と各人の避難行動の原則が記載をされており、大変重要な考え方が示されているものですので、少し長くなりますが、若干御説明をさせていただきます。

まず、市町村の責務では、災害対策基本法において、市町村は基礎的な地方公共団体として、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を策定し、実施する責務を有しており、この中で市町村長は災害が発生するおそれがある場合等において、特に必要と認める地域の居住者等に対し避難勧告等を発令する権限が付与されています。

しかし、避難勧告等が発令されたとしても、立ち退きをしないことにより被害を受けるのは本人自身である等の理由により、この避難勧告等には強制力は伴っていない。それは、一人の命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方に立っていることを示しているものである。したがって、住民の生命、身体を保護するために行うべき市町村長の責務は、住民一人一人が避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民はこれらの情報を参考に、みずからの判断で避難行動をとることとなる。このため、市町村長は被害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、一人一人の居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日ごろから周知徹底を図る取り組みを行うことが重要である。こうした取り組みに際して、市町村長は避難勧告等の発令判断の考え方や地域の災害のリスクについて、関係機関の助言を得て十分に認識をしておくことが重要である。

本ガイドライン(案)では、普段から個人個人が災害種別ごとに、立ち退き避難の必要性、立ち退き避難する場合の場所等を記載した災害・避難カードを作成するなどにより、避難行動に関して自覚してもらうことを提案しており、市町村の積極的な取り組みを期待する。

なお、本ガイドライン(案)は、水害、土砂災害、高潮災害、津波災害を対象としているが、このうち水害に対する避難勧告等の対象を改めて整理することとした。大雨が降ったときに発生する災害は、低地での浸水、側溝や下水からあふれる浸水、平地を流れる小さな川や水路があふれる浸水、山間部の川を流れが速いところで川岸の侵食・氾濫、比較的大きな河川の氾濫、水路や川からあふれた水が氾濫し、水の行き場がなくなって排水できずに水位が上がる浸水等がある。これらのうち、特に平地を流れる小河川の洪水による氾濫を含む水深の浅い浸水は、屋内の安全な場所で待避すれば命を脅かされることはほとんどないこと、いわゆるゲリラ豪雨のように極め

て短い時間の局所的な大雨で発生するケースが多く、避難勧告等の発令は困難であるケースが多く、基本的には各人の判断で危険な場所から退避をすることが重要である。

以上を踏まえ、本ガイドライン（案）において、避難勧告等は大河川の氾濫や土砂災害への対応のように、多数の犠牲者が発生するような災害を対象として発令することを基本としており、市町村は住民に対し、避難勧告等の意味、適切な避難行動のあり方、避難勧告等を発令する災害、発令しない災害がある等、普段から住民に周知徹底し、災害対策の訓練を重ねることが重要である。

なお、内水地域で浸水深が2メートルを超えるものについては、命を脅かされる可能性があることから、本ガイドライン（案）においては避難勧告の対象としている。

市町村は災害のおそれがある各段階で、住民がみずから避難行動の判断ができるよう各人の避難行動の原則等を平時から住民に周知する必要がある。また、避難勧告の発令の際に、暴風雨で身動きがとれなくなることが想定される場合や想定を上回る規模の災害が想定されるような場合においては、より安全を目指して早目の避難を促すことが重要であると記述をされております。

一方、各人の避難行動の原則では、自然災害に対しては、各人がみずからの判断で避難行動をとることが原則である。市町村は、災害が発生する危険が高まった場合に起こり得る災害種別に対応した区域を示して避難勧告等を発令する。各人は災害種別ごとに、自宅は立ち退き避難が必要な場所なのか、あるいは上階への移動等で命の危険が脅かされる可能性がないのかなどについて、あらかじめ確認、認識する必要がある。

水害、土砂災害、高潮災害は台風とともに発生するケースが多く、水害、土砂災害については、前線による降雨により発生するケースも多い。まず各人は、気象庁から気象注意報が発令された段階で、強風や大雨で避難が必要となるレベルに発達する可能性があるかどうか、注意を払う必要がある。

気象庁から各種警報、市町村から避難準備情報が発令された段階では、具体的に避難をするかどうかを考え、立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする必要がある。特に、要配慮者及びその支援に当たる方々は、避難行動を早目に開始すべきである。

なお、台風の場合、避難準備情報が発令された後、暴風雨となって立ち退き避難が難しくなることも想定されることから、台風情報を確認し、早目の避難行動をとる心構えが必要となる。さらに、市町村から避難勧告が発令された場合、各人は速やかに、あらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

また、津波については、強い揺れまたは長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示を待たずに、各人が自主的かつ速やかに避難行動をとる必要がある。

なお、小河川等による浸水により命を脅かす危険性があるのは、地下空間等に水が流入するこ

とにより逃げ場を失う場合、既に浸水した低い土地、水路、川の近くに近づく場合がほとんどである。このため、地下街関係者、地下鉄会社、下水道工事等関係者、道路のアンダーパスを有する道路管理者は、市町村から基本的な避難勧告等が発令されないことを前提として、大雨注意報が発表された場合など、リアルタイムで発信される防災気象情報をみずから把握し、早目の措置を講ずる必要があると記述をされております。

御質問のゲリラ豪雨に備えた減災対策等につきましては、市民一人一人が迅速に避難行動等を行うためには、正確な情報をより早く入手することが重要でありますので、気象情報、防災情報、火災情報をメールで配信します防災メールの登録や防災ラジオの有償配付について、広報たかほまや公式ホームページを通じて周知、啓発をいたしております。また、公式ホームページの災害情報に、みずからの防災気象情報を把握していただくよう、気象庁が本年8月7日から運用を開始しました、最新の降水状況や30分先まで5分ごとの降水域の分布を250メートル四方の細かさでの予測が確認をできる「高解像度降水ナウキャスト」をごらんいただけるよう気象庁のホームページと愛知県高浜市の気象情報、気象警報、注意報のホームページにリンクを張っております。加えて、市内の避難場所一覧表も公開をいたしております。

今後、内閣府の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）にありました、各人の避難行動の原則等を住民の皆さんに周知、啓発するとともに、御質問のようにゲリラ豪雨の発生時、居住する地域によってどのようなリスクが存在し、どのような状況において、どのような避難行動をとるべきであるのか。例えば、先ほど申し上げましたガイドライン（案）の避難行動の原則によれば、災害の状況、浸水発生の原因が内水の氾濫か、それとも外水の氾濫なのか、流れがあるのか、その避難行動は原因によっては屋外避難ではなく、自宅内で垂直避難行動の選択をすることも必要になります。仮に、外水氾濫でやむなく避難する場合は、脱げにくい靴を履き、1人の避難ではなく数人で、浸水深によっては長い棒をつえがわりにして側溝等に落ちないようにというように、どのルートを避難するのかなど、災害発生時の具体的にどのような避難行動をするべきかについて、各個人、御家庭でお考えをいただく部分と地域の皆さんで共通認識を持っていただく部分とがあります。特に、豪雨による災害の発生リスクの高い地域の方々と一緒に考え、防災訓練を通じて具体的でわかりやすい地域の避難行動計画を策定することにより、内閣府のガイドライン（案）に示された各人の命を守る行動につなげるとともに、改めてお住まいの地域を見詰め直していただく機会になればと考えています。

また、本市の避難勧告の判断・伝達については、平成18年2月に策定をいたしました「高浜市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき運用をいたしておりますが、今年度、内閣府から示された避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）に基づき、水害、土砂災害、高潮災害、津波災害の4つのハザードについて、新マニュアルとして修正を進めております。

続いて、（2）土砂災害危険箇所についてお答えいたします。

御質問の市内にあります急傾斜崩壊危険箇所7カ所の答弁に入る前に、土砂災害対策に関する2つの法令についての御説明をさせていただきます。

2つの法令とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律と土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律でございます。

1つ目の急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律は、急傾斜地の崩壊を防止し、民生の安定と国土の保全に資する目的としており、区域の指定及び対策の工事施工は、土地所有者等が施行することが困難または不相当と認められる場合に限り、愛知県が実施をすることになっております。愛知県内では、平成25年3月31日現在で578区域665.23ヘクタールの区域が指定をされております。

2つ目の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、聞きなれた言い方では土砂災害防止法であり、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や住宅等の新規立地の抑制などのソフト対策を推進する目的としており、愛知県が現地調査をした結果をもとに知事が市長の意見を聞いた上で、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域、これは通称イエローゾーンとし、また、土砂災害のおそれがある区域において建物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンとして指定しております。愛知県内では、平成25年3月31日現在で、土砂災害警戒区域4,903カ所5,346.74ヘクタール、土砂災害特別警戒区域4,380カ所1,324.69ヘクタールの指定状況となっております。

高浜市の状況について申し上げますと、1つ目の急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域が2カ所あり、1カ所目は春日町七丁目地内の北山地区で、これは具体的に申し上げますと区域面積0.36ヘクタール、法指定年月日は平成元年10月27日となっております、平成3年から平成8年の間に急傾斜地崩壊防止対策工事が行われております。

2カ所目は、青木町七丁目地内、青木町七丁目区域で、具体的に申し上げますと区域面積0.23ヘクタール、法指定年月日は平成13年3月6日となっております、平成12年度に急傾斜地崩壊防止対策工事が行われております。

次に、2つ目の土砂災害防止法による指定区域は、青木町二丁目、七丁目、八丁目、九丁目、碧海町三丁目、春日町二丁目、七丁目で7カ所となっております、その区域には土砂災害警戒区域イエローゾーンと土砂災害特別警戒区域レッドゾーンを指定し、ソフト的な対策を実施しております。

さて、御質問の市内の7カ所の急傾斜地崩壊危険箇所でございますが、当市の場合、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び土砂災害防止法の指定区域になっておることから、先ほど説明をいたしました2カ所の急傾斜地崩壊危険区域については、愛知県により対策工事が完

了いたしております。

一方、残りの未対策箇所5カ所について、なぜ対策が進まないのかにつきましては、議員も御承知のとおり、土砂災害は毎年のように全国各地で発生をしています。その対策として、急傾斜地崩壊危険箇所をより安全な状態にしていく対策工事については、国土交通省公表の全国のデータによりますと、対策率は約18%にとどまっており、対策率が低い理由といたしましては、対策工事は急傾斜地の規模や土質、周辺の条件により膨大な時間と費用が必要になること、加えて対策地の大半が土地の所有関係が複数の個人であること、対策手法によっては新たな土地の取得も発生すること、全ての関係者の皆さんの同意が必要になること、他の崩壊危険箇所との優先度等の要件から対策工事には至っておりません。

また、平成12年に施行された土砂災害防止法の制定は、こうした対策に加えて、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、ソフト対策の推進が明確にされており、住民などの生命や身体を土砂災害から守るための制定をされております。

最後に、（3）特別警報発令に伴う市災害対策本部の体制についてお答えをいたします。

気象庁は、これまでに平成25年9月16日に京都府、滋賀県、福井県に対し台風18号に伴う大雨特別警報を、平成26年7月沖縄県に台風8号に伴う大雨・暴風・波浪・高潮特別警報を、平成26年8月9日には三重県に台風11号に伴う大雨特別警報を発表しており、これまで特別警報は3回発表されております。

特別警報が発表されたときは、経験をしたことのないような異常な現象が起き得る状態で、かつそれまでの数十年間、災害の経験がない地域でも災害の可能性が高まっている状態となり、対象地域の住民は、直ちに命を守る行動をとることが必要になります。

なお、直ちに命を守る行動をとるとは、必ずしも、その場所から他の場所へ避難することを意味するものではなく、例えば避難することが既に危険な場合は、屋内のより安全な場所に移動するなど、個々が状況を見きわめて適切な災害回避行動をとることを意味するものであります。

御質問の特別警報発令に伴う市災害対策本部の体制であります。高浜市危機管理マニュアルにおいて、風水害と地震災害の非常配備、本部要員登庁基準を定めております。

配備の状況は、第1非常配備、第2非常配備、第3非常配備と災害の状況に応じて、非常配備を引き上げるものとしております。

風水害を例に具体的に申し上げますと、第3非常配備の災害状況は、1として、市内全域に大災害が発生し、または発生のおそれがある場合、並びに全域でなくても災害が特に甚大と予想される時、2として、大雨、暴風、高潮、津波に関する特別警報が発令された場合としております。

体制としては、災害対策本部設置となります。配備の職員は、勤務時間内外とも、全職員を配備をすることとしております。

地震災害においても、震度6弱以上の大きさの地震が予想される場合や伊勢、三河湾に大津波警報により、3メートルを超える津波が予想される場合の特別警報が発表された場合は、第3非常配備となります。

なお、昨年8月6日の集中豪雨を踏まえ、風水害と地震災害とも職員の自動登庁や人員増加など非常配備、本部要員登庁基準等を強化いたしておりますことを申し上げ答弁いたします。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。

それでは、再質問を2つほどさせていただきたいと思います。

地域においても、ゲリラ豪雨などの水害に備えた手づくりのハザードマップの策定等、町内会等で取り組んでいるということを知り及んでおりますけれども、どのような取り組みなのかをお伺いいたします。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 御質問の取り組みにつきましては、愛知県の補助事業である、みずから守るプログラムというもので、水害に関心の薄い住民に気づきを与え、気づきを得た住民が水害リスクを理解し、さらには避難勧告などの災害情報に接した場合に、正しい判断と行動がとれる住民をふやしていくもので、町内会や自主防災会が主体となり、行政からの情報提供の向上も含め、地域住民と行政のコミュニケーションを重視しながら水害に立ち向かう地域協働型の取り組みであります。

具体的には、過去の水害や市の水害ハザードマップ等を使用した座学、実際に地域の危険場所等を調査するまち歩きなどを実施し、地域の手づくりハザードマップを作成していくもので、本年度は、青木町、呉竹町、小池町、芳川町の4町内会において、積極的に取り組んでいただいております。また、平成24年度は碧海町で、平成25年度は田戸町で、それぞれ同様の取り組みを実施されております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。

次に、再質問させていただきます。

先日の新聞等によりますと、土砂災害の警戒情報を速報メールで各個人の携帯電話に配信されるサービスエリアが拡大され、本市も対象エリアになったとの報道がありました。愛知県が運用をされているということですが、市として情報をいただいているのであれば、お伺いいたします。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 土砂災害警戒情報の緊急速報メールに関するお尋ねでございますが、

まず、土砂災害警戒情報について若干御説明をさせていただきます。

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、愛知県と名古屋地方気象台が共同で発表する防災情報であります。

愛知県では、住民への情報発信として土砂災害警戒情報に関する緊急速報メールの配信を平成24年9月14日から山間地域を持つ豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の5市町村を対象として試行的に開始をされておりましたが、このたび配信エリアが拡大されることとなり、今月9月9日から愛知県内の土砂災害危険箇所の指定がございます高浜市を含む37市町村全ての市町村に拡大がされるものでございます。

土砂災害警戒情報が発表されますと、対象市町村内にある携帯電話に、ただし対象機種に限りはございますけれども、一斉に緊急速報メールが届くというものでございます。

なお、本市では、土砂災害警戒箇所の指定を受けております7カ所の青木町、春日町、碧海町の町内会長様へパンフレットを配布、また、防災メールを通じて登録されている方々2,601名に情報提供をいたしております。加えて、対象区域周辺にお住まいの方々を順次訪問する形でパンフレットを配布し、お知らせをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。

本年度より、都市政策部長の実行宣言が出され、この中で災害時に備え、市民、地域、事業者、関係機関等が連携協力して自助、共助、公助を基本とした防災・減災対策に取り組む必要があるというような推進決意が示されておりますけれども、一つ提案でございます。

市内の浸水区域だとか、急傾斜地危険区域等の町内会、まち協そういったことでもよろしいですけれども、住民とその区域の住民等に対して、毎年1回程度の説明会等を開催し、情報提供等を行い、住民の避難判断につながるような防災知識向上の努力もしていただきたいというふうに思います。避難指示等は市町村判断と言われました。日ごろの情報提供はもちろんのこと、市民の生命、財産を守り、被害を最小限に抑え込むためにも避難準備情報や避難勧告等は空振りを恐れず、早い時期、素早い判断、ちゅうちよなく出していただくようお願いをして、今回質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 以上で、通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。質問は1人1問、5分以内といたします。

なお、関連質問でありますので、簡潔にお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 関連質問もないようですので、関連質問はこれで終了いたしました。

○議長（磯貝正隆） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は9月8日午前10時であります。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

午後3時2分散会
